

平成14年9月10日(火曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年9月第3回定例会

議事日程第4号

第3回定例会

平成14年9月10日(火)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成14年9月10日(火)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
17	やまがた花咲かフェアの成果と今後の政策について	観客動員数と成果の分析をして、成果を今後の市政にどのように反映させるのか フェア後の公園計画の変更や今後の整備について	19番 松田伸一	市長
18	学校教育について	仮性近視や仮性難聴について メディアリテラシーの学習活動について		教育委員長
19	寒河江市の教育指針本の発刊について	来年度発刊の可能性について		教育委員長
20	事務事業のOA化の推進による行政の効率化について	財務会計システムの導入について 各システム(電子決裁・予算編成、執行・決算統計など)の機能を持たせることについて 一般会計等の決算認定の9月議会への上程について	20番 那須稔	市長
21	保健行政について	麻疹の定期予防接種に対する公費負担について 麻疹の予防接種年齢の適正化について		市長
22	フローラSAGAEの有効利活用について	証明書等の自動交付機の設置について 子供みこしの展示について 生涯学習の場としての活用について	13番 新宮征一	市長
23	教育行政について	少人数学級編成に伴う教室不足の対応について		教育委員長
24	災害対策の諸行政について	白岩地区の急傾斜地崩落防止対策について 農地、農業用施設の災害復旧対策について	2番 松田孝	市長
25	行政一般について	地域間の情報通信格差是正対策について		市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、9 月 6 日に引き続き一般質問を行います。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 17 番、18 番、19 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

17 番、やまがた花咲かフェアの成果と今後の政策について伺います。

3 月議会で準備状況などをお尋ねいたしました。終了した現在、事業の反省、成果の分析、報告書の作成など事後処理が行われている最中だと思っておりますが、市民から寄せられた意見などを踏まえ、お尋ねしてまいります。

また、多くの質問者もおりまして重複する点もあろうかと思っておりますが、その点を考慮して答弁をお願いできれば幸いです。

昨年の 9 月 11 日にアメリカで発生いたしました同時多発テロの影響で、国内への観光客が増加しているとは言われておりましたが、その影響が薄れた現状の中で、予想をはるかに超えた入場者を数えました。万全の準備と対応に当たられた関係者の皆様には、暑い中、本当に御苦労さまでした。それに、格別話題になるような事故や事件などもなく終了できたことに感謝しております。

質問に入りますが、現在の一般的な観光客の動向として、団体での旅行から小グループ化とか個人単位での旅をする傾向にあると言われております。そのような観点から、個人、団体での入場者の動向を、おおよその比率などの対比した入場統計など、把握していたかどうかをお伺いいたします。

このような統計があれば、今後の誘客活動をつかむために役立つのではないかと考えます。観客をどのように分類して統計をとられているのか、サンプリング調査などをして詳細な項目などを調べておられたかどうかを伺います。

花咲かフェアで、花・緑・せせらぎが日常生活に潤いと安らぎを与え、現代社会のぎすぎすした生活環境から来るストレスを少しでもいやす効果が期待されることから、花・緑・せせらぎ推進課として 10 月から発足する準備を進めておられるわけですが、花咲かフェアでどのような経緯から新しい課がつけられたのか、その経緯を伺います。

フェア後の公園計画の今後の整備について伺います。

花咲かフェアを実施した後に、最上川ふるさと公園の利活用のあり方で、検討し直す点とか、未整備地域を含め今後の事業の見直しなど、再検討すべき点も出ているのではないかと推測しております。クア・パークから寒河江緑地までの最上川河岸一帯をそれぞれの機能を連携させ、一つのエリアとしてとらえる必要があると考えます。計画の見直しや、再検討をしているのか、最上川寒河江緑地を含め、その内容について伺います。

18 番、学校教育について、学校における視力障害や聴力障害について伺います。

これまで登校を嫌がる子供たちの中で、腹痛や頭痛を訴え、休校の理由にしていることがあると言われておりますが、これらの前段階として神経系統の異常を発症すると言われております。その代表的なものとしては、チックや突発的な運動麻痺などがあります。そうした運動系統の異常が表面に出れば、私たちにも容易に視覚的にとらえることができますが、表にあらわれないものとして、心因的な要因で起きる視覚障害や聴覚障害などがある場合には、本人が異常を自覚していない場合が多いだけに、見過ごしてしまう例が多いのではないのでしょうか。見過ごすことにより病状が長期化することになり、治療にも時間がかかると言われております。

そこで質問ですが、寒河江市の学校現場でこのような心因性視覚障害や心因性聴覚障害の事例があるかどうか、事例がないとしても対策を立てておく必要があると思っておりますが、現在どのような対策を立てられるのかお伺いいたします。

このような子供たちがもし発見された場合、教育委員会としては、家庭などにどのような対策を期待しているのか伺います。

次に、メディアリテラシーについては、報道のあり方がいろいろ問題化しております。特に湾岸戦争や同時多発テロなどのほかに、テレビのワイドショーなどにおける報道のあり方が問題になっています。情報を受けとめる側の学習も必要な時代と言われております。寒河江市でも、教育関係者の中では研修会など実施しているものと思われませんが、教育関係者や先生たちを対象にした学習会をどのように実施しているのかお伺いいたします。

次に、寒河江市の教育指針本の発刊について伺います。

この件については何度か質問をしてみましたが、現在、学校教育課では寒河江市の学校教育を、社会教育課では寒河江市の社会教育をそれぞれ発刊をしております。私は、PTAや公民館活動、青少年活動、野外活動と比較的多く社会教育活動と接触する機会が多くありました。青年団活動をやっていたころには、学社連携という言葉が言われておりました。昭和50年ごろから、生涯学習、生涯教育が言われ出したころから学社融合という言葉が飛び交うようになりました。青年団のころには「社会学連携」と社会教育関係にかかわる人が言うと、「学社連携」でなければならないなどと学校関係者が口をそろえて反論しているのを聞いたことがあります。

私たちは、言葉による論争よりも、市民と学校と一緒に活動できればそれでいいのです。施設の利活用は大分活発化してまいりました。私は、学校教育課と社会教育課が別々に指針や方針を出すのではなく、寒河江市教育委員会で一つにまとめた教育に関する指針を出すべきだと考えております。

そのような関係から、一体化したものをお願いしているわけです。来年度は一緒になったものができるかどうかを伺い、第1問を終わります。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 17 番、18 番、19 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

17 番、やまがた花咲かフェアの成果と今後の政策について伺います。

3 月議会で準備状況などをお尋ねいたしました。終了した現在、事業の反省、成果の分析、報告書の作成など事後処理が行われている最中だと思っておりますが、市民から寄せられた意見などを踏まえ、お尋ねしてまいります。

また、多くの質問者もおりまして重複する点もあろうかと思っておりますが、その点を考慮して答弁をお願いできれば幸いです。

昨年の 9 月 11 日にアメリカで発生いたしました同時多発テロの影響で、国内への観光客が増加しているとは言われておりましたが、その影響が薄れた現状の中で、予想をはるかに超えた入場者を数えました。万全の準備と対応に当たられた関係者の皆様には、暑い中、本当に御苦労さまでした。それに、格別話題になるような事故や事件などもなく終了できたことに感謝しております。

質問に入りますが、現在の一般的な観光客の動向として、団体での旅行から小グループ化とか個人単位での旅をする傾向にあると言われております。そのような観点から、個人、団体での入場者の動向を、おおよその比率などの対比した入場統計など、把握していたかどうかをお伺いいたします。

このような統計があれば、今後の誘客活動をつかむために役立つのではないかと考えます。観客をどのように分類して統計をとられているのか、サンプリング調査などをして詳細な項目などを調べておられたかどうかを伺います。

花咲かフェアで、花・緑・せせらぎが日常生活に潤いと安らぎを与え、現代社会のぎすぎすした生活環境から来るストレスを少しでもいやす効果が期待されることから、花・緑・せせらぎ推進課として 10 月から発足する準備を進めておられるわけですが、花咲かフェアでどのような経緯から新しい課がつけられたのか、その経緯を伺います。

フェア後の公園計画の今後の整備について伺います。

花咲かフェアを実施した後に、最上川ふるさと公園の利活用のあり方で、検討し直す点とか、未整備地域を含め今後の事業の見直しなど、再検討すべき点も出ているのではないかと推測しております。クア・パークから寒河江緑地までの最上川河岸一帯をそれぞれの機能を連携させ、一つのエリアとしてとらえる必要があると考えます。計画の見直しや、再検討をしているのか、最上川寒河江緑地を含め、その内容について伺います。

18 番、学校教育について、学校における視力障害や聴力障害について伺います。

これまで登校を嫌がる子供たちの中で、腹痛や頭痛を訴え、休校の理由にしていることがあると言われておりますが、これらの前段階として神経系統の異常を発症すると言われております。その代表的なものとしては、チックや突発的な運動麻痺などがあります。そうした運動系統の異常が表面に出れば、私たちにも容易に視覚的にとらえることができますが、表にあらわれないものとして、心因的な要因で起きる視覚障害や聴覚障害などがある場合には、本人が異常を自覚していない場合が多いだけに、見過ごしてしまう例が多いのではないのでしょうか。見過ごすことにより病状が長期化することになり、治療にも時間がかかると言われております。

そこで質問ですが、寒河江市の学校現場でこのような心因性視覚障害や心因性聴覚障害の事例があるかどうか、事例がないとしても対策を立てておく必要があると思っておりますが、現在どのような対策を立てられるのかお伺いいたします。

このような子供たちがもし発見された場合、教育委員会としては、家庭などにどのような対策を期待しているのか伺います。

次に、メディアリテラシーについては、報道のあり方がいろいろ問題化しております。特に湾岸戦争や同時多発テロなどのほかに、テレビのワイドショーなどにおける報道のあり方が問題になっています。情報を受けとめる側の学習も必要な時代と言われております。寒河江市でも、教育関係者の中では研修会など実施しているものと思われませんが、教育関係者や先生たちを対象にした学習会をどのように実施しているのかお伺いいたします。

次に、寒河江市の教育指針本の発刊について伺います。

この件については何度か質問をしてみましたが、現在、学校教育課では寒河江市の学校教育を、社会教育課では寒河江市の社会教育をそれぞれ発刊をしております。私は、PTAや公民館活動、青少年活動、野外活動と比較的多く社会教育活動と接触する機会が多くありました。青年団活動をやっていたころには、学社連携という言葉が言われておりました。昭和50年ごろから、生涯学習、生涯教育が言われ出したころから学社融合という言葉が飛び交うようになりました。青年団のころには「社会学連携」と社会教育関係にかかわる人が言うと、「学社連携」でなければならないなどと学校関係者が口をそろえて反論しているのを聞いたことがあります。

私たちは、言葉による論争よりも、市民と学校と一緒に活動できればそれでいいのです。施設の利活用は大分活発化してまいりました。私は、学校教育課と社会教育課が別々に指針や方針を出すのではなく、寒河江市教育委員会で一つにまとめた教育に関する指針を出すべきだと考えております。

そのような関係から、一体化したものをお願いしているわけです。来年度は一緒になったものができるかどうかを伺い、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

やまがた花咲かフェア寒河江会場は、御案内のように 6 月 15 日から 8 月 11 日までの 58 日間、当初予想をはるかに上回る 73 万 1,256 人と、帰省される方々にお盆期間中も見せていただきたいとの多くの市民の要望により、期間を 5 日間延長して開催したさがえ花咲かフェアが 3 万 817 人、合計入場者数は 76 万 2,073 人と、市内外から多くの来場者に寒河江会場を訪れていただきました。

今回の緑化フェアは、多くの人々に身近な暮らしの中での花・緑の大切さとすばらしさを再認識していただくとともに、花・緑教室や夏休み子供体験クラブなどのセミナーや学習に参加し、新たな感動と発見を体感していただきました。

また、子供からお年寄りまで多くの方々が、ボランティアや花壇出展などさまざまな形で緑化フェアに参加し、市内外の多くの方々と花と緑を通じ、世代、地域を超えた新たな交流を深めるとともに、花のまち寒河江を全国に情報発信することができたと思っております。寒河江市で緑化フェアを開催して本当によかったなと考えております。

入場者数の統計でございますが、やまがた花咲かフェアの印象や入場者の傾向を把握する目的で、実行委員会で調査を実施いたしました。調査方法は、調査委員による直接面接方式で聞き取りにより実施いたしました。

調査日は、6 月に 1 回、7 月に 2 回、8 月に 2 回の 5 日間、日曜日 3 回、月曜日 2 回、各日おおむね 120 人の目安で実施いたしまして、来場者 603 人の御協力をいただきました。

調査項目は、性別、年齢、居住地、交通手段、緑化フェアを何で知ったか、それから、来場目的、来場回数、滞在時間、予算、よかった花壇・庭園など施設全体の印象、来場後の花・緑への関心の高まりの 11 項目を調査しました。

このアンケート調査によりますと、最初に入場者の性別、年齢別では 50 代が最も多く、次に 40 代、60 代と続いており、40 歳代から 60 歳代の女性が全体の 40% を占めておりました。

入場者の居住地につきましては、県外が 29% で県内が 71% であり、県内の市町村では、第 1 が山形市の 22% で、次に寒河江市の 16% でありました。また県外では、第 1 位が宮城県の 39% で、次に福島県、岩手県の順でありました。

この調査結果によりますと、山形自動車道に隣接する会場と、寒河江サービスエリア仮出入り口の設置などの好条件により、先催県にはなかった結果として、県外からの来訪者が約 30% に達したと思っております。

交通手段別では、自家用車の利用が 81% とトップで、貸切バスの 10%、JR、シャトルバスの利用と続いており、県内の来場者の約 90% は自家用車で来場となっていました。県外からの来場者も、自家用車利用が 64% と高く、貸切バス利用も 26% と高い率を示しました。

これらのことから、少人数、小グループでの来場が多かった結果となっておりますが、さくらんぼの最盛期に緑化フェアを開催したことから、さくらんぼ狩り団体旅行観光客の取り込みと、さらには寒河江会場への交通アクセスの好条件が重なり、多くの団体の誘客に成功した結果であると考えております。今後においても、本市のさくらんぼ観光などとタイアップしたイベントの開催が必要ではないかと考えております。

次に、来場目的も花や緑に関心があって来場された方が 72% と断然多く、折からのガーデニングブームの中で、花・緑への関心と人気の高さをあらわしているものと思っております。また、来場回数も会期後半では 2 回以上の来場者、リピーターが 35% を占めており、入場料無料ということもありますが、会場の魅力づくりが成功した結果であると思っております。

フェア全体の印象は、「大変よい」「よい」が 95% と高い評価となっており、パビリオンに頼らず周囲の景

観と一体となった花・緑にこだわった会場づくりと、花と緑の楽しみ方やライフスタイルの提案が来場者に感動を与え、高い評価を得たものと考えております。

次に、花・緑・せせらぎ推進課の新設についてでございます。

アンケート調査では、来場の目的として、花や緑を見にきた方が72%と一番高く、花・緑への関心の高まりについては、関心が高まったと答えた方が実に93%で、緑化フェア開催の本来の目的である緑化意識の高揚と、都市緑化を实践する契機づけとなり、十二分に目的を果たしたものと考えております。

この緑化意識の高揚を一過性のものとせず、今後のまちづくりに反映させるとともに、緑化フェアで培った多くの市民の努力と心意気を、ポスト緑化フェアとして継続していかなければならないと特に考えているところであります。

これらのことから、緑化フェア後の最上川ふるさと総合公園の利活用について充実した体制で臨むとともに、現在各課で対応している花・緑・せせらぎに関する事業や、公園、緑地、街路樹などの管理、グラウンドワークについて技術的な面はもとより、簡素で効率的なシステムに整備し、一元的な管理を行い、緑化の推進や美しい街並みづくりなど、市内全域の調和のとれた美しく気品のあるまちづくりを推進してまいりたいと考え、当該事業を推進する新しい課として花・緑・せせらぎ推進課の設置について、今議会に上程したところでございます。

次に、フェア後の公園計画の見直しや、最上川ふるさと総合公園と最上川寒河江緑地の連携についてお答えいたします。

最初に、最上川ふるさと総合公園の緑化フェア会場となったエリアの整備についてでございますが、緑化フェア施設の中で恒久施設として建設したセンターハウス、花みどり創造館として、屋内展示に利用したところでございます。それから、さくらんぼ、リンゴなどの果樹、公園樹として植栽した樹木以外は、すべてフェア開催のために仮設物として築造したものであり、フェア終了後は撤去する予定となっております。

しかし、これら仮設物の中には、緑化フェア来場者に多くの感動と発見を与え、人気があり思い出に残った施設について、緑化フェア開催のメモリアル施設として残していただき、最上川ふるさと総合公園のグレードアップと利活用に結びつけていけるよう山形県に要望しているところでございます。

具体的に申し上げますと、緑化フェアのランドマークであった虹の丘の花壇、それから、せせらぎに囲まれた花とバラが美しく調和した花楽園、そして世界的ブランドの寒河江ギボウシと世界の44種類で彩られたギボウシの道、それから、グラウンドワークを活用し、手づくりでつくり上げた市民花壇、多くの皆さんからハーブティーなどで楽しんでいただいたハーブガーデン、世代を超えた交流の場として活用された家族語らいの庭などがございます。

ただ、公園を整備するに当たって、既に策定している県の整備計画がありますので、今後の公園整備の中でこれらの施設をどのように残して生かしていくべきかを管理方法、費用をどうするか等を検討するため、山形県と寒河江市で協議を重ねているところでございます。

また、歴史の丘、いわゆる高瀬山のことでございますが、公園には高木による木陰と憩いの場の確保が必要不可欠であると考えていますので、既存の自然を有効に活用した潤いと安らぎのある自然型の公園整備を進めていただき、子供からお年寄りまで幅広く散策や遊び体験ができる施設となるよう、山形県へ要望してまいりたいと考えております。

次に、最上川寒河江緑地とのかかわりでございますが、最上川堤外地の広大なエリアでありますので、親水空間にふさわしい施設整備を進めてまいりたいと考えております。主な施設としましては、これまでも申し上げましたが、多目的水面広場、芝生広場、運動広場を考えておりますが、今後実施計画を策定するに当たり、河川管理者とも下協議を重ね、市民の方々の意見をもお聞きしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、最上川ふるさと総合公園、最上川寒河江緑地についての今後の整備計画について申し上げましたが、民活施設を含めたこれら最上川一帯の施設機能を結び、連携する必要があるとも考えておるところであり、これらの拠点を結ぶネットワークとして、散歩やサイクリングのアクセス園路、車での移動のアクセス道路の整備等が必要であると思っておりますので、これらの連絡軸については十分検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 学校教育について、まず仮性近視や仮性難聴についてお答えいたします。

視覚や聴覚の異常については、学校保健法に基づき毎年行われる定期健康診断によって把握し、異常がある場合は校長が保護者に対して文書による治療勧告を行い、保護者は専門医による精密検査や治療を受けさせます。そして、検査や治療が完了した段階で、医師から校長に文書によって報告されます。

こうした一連の過程で、その異常が仮性が否か、あるいは原因が心因性が否かを判断するのは医師であり、学校では医師が記載した報告内容をもって理解いたします。

さて、昨年度と今年度の市内児童生徒の実態として、まず視覚や聴覚の異常の原因がテレビや音響機械による強烈な刺激、あるいは超高低周波によると診断された例はございません。しかし、心因性の、つまり眼球や耳の機能に異常がないにもかかわらず、精神的なストレスが原因となって視覚や聴覚に異常を来している例として、昨年度は仮性難聴が小学校 3 年生の男子に 1 名、今年度は仮性近視が小学校 3 年生の女子が 2 名と中学校 2 年の女子が 1 名いるという報告を受けております。

次に、対策について申し上げます。

まず、こうした異常は本人も自覚していないことが多く、発見するきっかけはほとんどの場合定期健康診断によると言われております。したがって、こうした事例を念頭に置き、定期健康診断で異常があった場合は、治療勧告を適切に行うとともに、医師の診断結果によっては保護者と学級担任の連携を密にして、精神的ストレスの原因を正しく把握し、的確に対応することが重要と考えております。

また、精神的ストレスは、結果的に仮性近視や仮性難聴としてあらわれる場合もありますが、いわゆる不登校とか学習生活への不適応など、現代の教育問題に共通する課題であり、学校は日ごろから十分理解し、適切な対応に努めているところであります。

したがって、こうした対応を継続、充実することによって、心因性の仮性近視や仮性難聴についても的確な対応がなされるものと考えております。

また、日本学校保健会からは、こうした事例の紹介や対応についてまとめたパンフレットが各学校に配付されており、こうした資料なども活用した校内研修が充実するよう指導してまいります。

なお、このような子供たちが発見された場合、教育委員会として家庭にどのような対策を期待しているかというお尋ねについては、基本的には保護者の責任において自覚し、判断されるべきものでありますが、まず重要なのは、子供の精神的ストレスの原因を明らかにする過程で、担任とよく連携していただくことであります。仮にその原因が家庭にあったとすれば、子供の心の状態について担任と十分話し合い、協力し合って解決に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、メディアリテラシーについて申し上げます。

テレビやインターネットなど、さまざまなメディアによって大量の情報が流通している現況は、今後一層進展すると予想され、児童生徒がこれから社会を生きるためにはメディアの特性を理解し、目的に合わせて選択し活用する能力、あるいは情報内容について批判的に吟味、理解、評価し、能動的に選択できる能力、いわゆる「メディアリテラシー」は不可欠な能力であります。

本市教育委員会としましては、市内小中学校に漸次コンピューターを配置し、情報教育推進事業を進めるとともに、平成 11、12 年度、高松小学校に情報教育に関する研究を委嘱し、公開発表によって成果を共有化しております。

また、寒河江市教育研究所においても、情報教育に関する研究部を組織して研修に努めてまいりました。その内容は、コンピューターを操作、利用する能力である「コンピュータ・リテラシー」の向上とともに、情報

選択のマナーやモラルを身につけることなどにも配慮をしております。

今後も技術革新によって急速にメディアは変容する可能性があります。こうした急激な変容に耐え得る個人の主体的な判断力を育成する重要性を感じており、情報教育に関する研修の充実に努めてまいります。

次に、寒河江市の教育指針本の発刊についてお答えいたします。

教育委員会では、これまで本市の学校教育及び社会教育を理解していただくため、寒河江市の学校教育と寒河江市の社会教育の冊子を発行してきたところです。

内容的には、教育目標や重点目標、具体的な事業のほかに、教育施設や各種制度等の紹介、前年度事業のまとめ、特色ある事業の紹介など、関係団体等が事業を実施する際の参考として、さらには記録集としても活用できるようにするなど、それぞれ特徴を持たせながら作成してきております。

教育委員会としては、社会経済状況や子供を取り巻く環境が大きく変化している中であって、生涯学習社会の構築が大きな課題となっていることを踏まえ、本市教育の基本的な方針を示しながら、より広範な連携のもとに事業展開していくことが必要だと考えております。

そこで、本市の教育全般にわたり、より一層の理解をいただくため、来年度寒河江市の教育をまとめたものの発刊に向け、事務局内部に編集委員会等を設けて内容に検討を加えるなど、広く活用いただけるものにしていきたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

緑化フェアにつきましては、詳しいデータもそろえているということですが、欲を言えば、せっかくのアンケート、六百何人に対してのアンケートの項目の中に、寒河江市独自の、寒河江市に対する印象とか、何か 1 項目つけ加えていただければもっとよかったのではないかなと、そういうふうに感じました。これはこれから報告書というような段階まで進むと思いますけれども、報告書もこの入場者数に見合ったような画期的な、今までのような通り一遍と言うと怒られるかもしれないけれども、寒河江市独自の新しいアイデアを盛り込んだ画期的な報告書の作成を期待しております。

今までの報告書ですと、まず成果をずっと羅列したような格好になっておりますけれども、寒河江でこのような、例えば企業の施設がなかったとか、そういう特徴的なものを具体的に取り上げて、このようなもので寒河江は成功に導いたんだということを自信を持って報告書に書いていただきたいと思います。これからの作業となると思いますけれども、これからまだまだ煮詰めて発行されるものと思いますけれども、ぜひ寒河江市独自の報告書になるように期待しておりますので、よろしくをお願いします。

この緑化フェアの成果を踏まえて、今度新しい課が誕生するわけですが、今まで私の知り得たところでは、市民に直接接するという、「すぐやる課」とかというのも寒河江市でつくられましたけれども、それと同様に、この「花・緑・せせらぎ推進課」は、市民とより密着した課になると思います。これは新しいことでもあり、職員の研修などもこれからますます必要になってくると思いますけれども、グラウンドワークとか、ソフト面も当然入ってくるというようなお話でしたので、その辺の職員の研修をこれからどのように進める計画をしているかどうか、そういうこともお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会のことですが、学社連携の教育指針の方針をこれから一冊にまとめたものを出してくれるという、来年度の話ですが、非常にありがたいと思っております。本来ですと、せっかく学校週 5 日制ということが始まったので、今年度発行していただければ、皆さんももっと学校教育、社会教育の連携に役立たせるものができたんだと私は期待しておりましたけれども、今年度は出ませんけれども、来年はそういう方針でつくっていただけるということで、非常に感謝しております。

それで、この編集に当たられる方々はどのような方々になるかわかりませんが、社会教育面、学校教育面での、現場での先生方の意見を踏まえて、できれば社会教育課の事業と学校との事業をどのように結びつけるかまで踏み込んだ一つのものをつくっていただきたい。

例えば、社会教育課で行っている陵南トライアングルとか、そういうものが具体的にあるわけですが、そういう場合に、事業の日程とか、その打ち合わせも事前にできておれば、どのような内容でやるというようなことがわかっておれば、生徒たちにも普及とか、そういう面でも非常に役立つのではないかと考えておりますので、ぜひとも現場で当たられている主事さんと、それから学校の先生方、直接クラスを担当している先生方とか、そういう人たちと事業内容なども話し合いができるような編集委員会をつくっていただいて編集を進めていただきたいと思います。

メディアリテラシーについては、現在学校でそういう研修が行われているわけですが、本来一番必要なのは、一般市民がそういう情報をどうとらえるかがこれからの課題だと思っています。学校から一歩出て、市民にこれをどういうふうに普及活動をこれからしようとしているのか、そういう面をお答え願えれば非常にありがたいと思います。

仮性近視、仮性難聴、私もはっきりわからなかったんですけれども、私がこういう課題に興味を持ったのは、一つの出来事がありました。それは、子供たちと接しているときに、「おまえたちは何が一番うまいか」と聞いたら、そしゃくしなくてもいいもの、やわらかいもの、プリンとかジュースとか、そういうものが今の子供

に非常に好まれているということを聞きました。それからいろいろ聞きますと、味覚障害もあると、それから口の周りに関しては、反対咬合も非常にふえてきたということを聞きますと、結果としてあらわれてくる前に把握して、対策を練るということが一番大切だなと思っています。

それで、今は集団健診でほとんどのものが発見できたと言われてはいますが、その前に、直接体に異常を来したときに接するのが学校の養護の先生ではないかと思っています。それで、養護の先生も陵南中学校には2名が配置になっているそうですけれども、陵東中学校や、それから中部小学校、寒河江小学校とか、大きな学校にも2名を配置できないものかどうか。そうすることによって、生徒たちも安心して学校に行けますし、それから先生たちも、これからそういう社会現象で、さまざま新しい心因性のものとか、それから新しいウイルスによる病気の症状とか、非常に激しく変わっているわけです。

そういうことの研修、今まで持っていた知識よりももっと幅広く、これからの社会に対応するために研修が必要だと思っているわけですが、1人だけの先生ですと、その時間はだれかが養護の先生のかわりをしなければならぬような状況になっていると思いますけれども、そういう頻繁な研修にも参加できるような体制づくりになっているかどうか、それを伺いたいと思います。これでまず第2問といたしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これまでも申し上げましたけれども、今回の山形におけるところの寒河江会場の緑化フェアというのは、新しいスタイルといいますか、花・緑に対するところの緑化フェアとしての新しいスタイルというものを生み出したんじゃないかなと思っておりまして、これは県内外、全国的に大きな評価と、また影響を与えていくだろうと、このように思っております。

そういうことで、報告書なども県の実行委員会としても作成するだろうと思っておりますけれども、市独自のものとしてもこれも考えてまいりたいと、このように思っております。

それから、花・緑・せせらぎ課に関連してでございますけれども、特にハードだけでなくソフトの面にもこれは力を入れていかなくてはならないと思っております。そういう面では、市民一人ひとりの心に植えつけるようなものは何か、訴えるためには何をすればいいのかというようなこととか、あるいは花・緑の学習としてやらなくてはならないような分野というのはどうかとか、そういうものをなお一層探り当てるといようなこと、あるいはまた、技術的な面とか、あるいは学術的といいますか、芸術的な面といいますか、そういう面もどうするかということも勉強するような方向でいきたいと、このように思っております。

そうしますと、単に新しい課だけでなく、関係者や、あるいは関係団体と十分連携をとる必要がございますし、あるいは専門家等の御意見というもの、あるいは御指導も受けなくてはならないということも出てくるだろうと思っております。そういう面で幅広いことが実施できるような、取り組みを可能とするような実施体制というものを考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 学校教育課長。

芳賀 彰学校教育課長 仮性難聴、仮性近視だけでなく、心因性の異常の発見につきまして、養護教諭の力が大切なのではないかということでありましたが、教育委員会としましても、まず第 1 番目に、養護教諭に対する研修会を行っております。それから、西村山地区及び市の学校保健委員会等で医師の指導も受けております。そして、心因性の異常などの発見の研修を行っているところであります。それから、各学校でも心因性の異常の発見について、校内での研修会を養護教諭が中心になって行っております。

ただ、ここで一番大切と考えておりますのは、児童生徒に直接接しているのは担任でありますので、担任を中心にして養護教諭からの指導も受けながら互いに研修を深め、担任の力量をこれからますます図っていきたいと考えております。

以上であります。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 緑化フェアに関して、報告書にもそういうことを盛り込んでいただけないということですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど質問するのを忘れたんですけども、最上川河岸一帯のふるさと総合公園の事業がこれから進んでいくわけですが、寒河江緑地の方も整備が事業認可がありますと始まるということですので、そういうものが完成した段階で、管理運営をどうするのかということまで一応計画段階で考慮していただきたいと思ひます。

施設をつくると、完成時はお客さんが大勢来ますけれども、長くなりますとどうしても忘れがちというか、利用の仕方がとまどったり、わからなくなったりして利用が減る場合があります。こんなときに、こういう利用の仕方もあるんですよとか、こういう楽しみ方もあるんですよとか、細かい事業を頻繁に行えるような運営形態、必ずしも大大会だけ行うのではなくて、小規模なものを少人数でも楽しめるような企画運営のできるような施設管理のあり方、運営のあり方を、これから完成までまだ時間があると思ひますので、じっくり計画を立てて、将来に禍根の残さないように、こういうものが寒河江にはあるんだということ、ぜひ進めていっていただきたいと思ひますので、今後の管理に対しての基本的な考え方、まとまっていれば結構ですので、お話を聞かせていただければありがたいと思ひます。

仮性難聴とかそういうことは、私たち一般素人ではそんなに関心のある問題ではないと思ひますけれども、そういう心因的なものの発見がおくれるということが、一番その病気というか、症状を長くする原因だと思ひます。特に仮性難聴は、選択して音を自分で聞くわけですから、それがくせとなりますと、人の声が全然聞こえなくなってしまう、そういう症状を持っている人もいます。そういうことのないように早く手当てをすることが大切と思ひますので、ぜひ担任の先生の研修を深めて、専門医の意見なども取り入れながら進めていっていただきたいと思ひます。

それで、学校では現在仮性難聴とかは少ないようですけれども、これからまだまだ起きる可能性がありますし、特に起きている傾向としては、大きな学校に偏っている傾向があると言われていています。大きな学校ということは、やっぱり一人ひとりに目が届かないから発見がおくれるのだと思っているわけですので、ぜひともこれから養護教諭の複数配置を各方面に要望したり、寒河江市での独自の実現ができないかどうか、検討しているかどうかお伺ひしたいと思います。

それから、寒河江市の教育指針がそういう段階を踏まえて、来年度発行されるということですが、やっぱり忘れてならないのは、学校教育以外で幼児教育の部面が、どうしても「学校教育とは違うんだから」ということで省かれる傾向があります。幼児期から学校に上がるときの連携が特に必要だと言われますし、それから中学校から高校への進学との連携も今必要だと言われております。高等学校に入ると非常に退学者が多いと。昨年あたりでは、山形県内で寒河江高校の学校の生徒ぐらいが途中退学しているというようなお話も聞きますので、中学校と、それから高等学校との連携などもぜひとも進めていって、検討課題に入れていただきたいと思ひます。

それから、今度中学校ではだんだんとスポーツの部活の形態が変わってくると言われています。そういう観点から、社会体育とのつながりがこれからますます密着になってくるのではないかと。もちろん社会体育もこの範疇には入ると思ひますけれども、これから地域スポーツのかかわりとか、そういう面も考慮に入れながら編集に当たっていただければ、非常にありがたいと思っております。

これで第 3 問を終わりますけれども、最上川河岸一帯の運営のあり方についてお伺ひして終わりたいと思ひます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最上川ふるさと総合公園は、これは県の公園施設でございますから、利用の管理運営につきましては、県と十分協議してまいりたいと思いますが、何としても多目的に、あるいは他の来てくださる方に楽しんでもらえるような利用の仕方ということは、存分にこれは考えてまいらなくてはならないと思っておりますし、数多く利用していただく、そしてまた多くの入場者に来てもらうということを当然念頭に置いて進めてまいりたいと、こう思っております。

また、今、市で計画しておりますところの最上川寒河江緑地との関連になるわけでございますけれども、この辺の連携というものを強くしまして、全体としての効果が上がるようなものにしてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

那須 稔議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 20 番、21 番について、20 番那須 稔議員。

〔20 番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 おはようございます。

私は、所属している政党公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号 20 番、事務事業の O A 化の推進による行政の効率化についてお伺いをいたします。

今日、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化をしてきております。それらのことを表現するものとして、国際化、高齢化、高度技術化、ソフト化、高度情報化などという言葉がしばしば使われています。その中であって、特に情報化においては産業の情報化、社会の情報化、家庭の情報化、さらには国際社会の情報化という表現もされるに至っております。このようなキーワードで表現される環境の変化は、地域社会に大きな転換を迫りつつあると言われております。そのために地方自治体としては、それにどう対処していくかについて対応が迫られているのではないかと思います。

自治体が抱えている課題の中には、従来の行政では解決が困難な課題も多く、このため効果的な解決などの手段として、技術革新の結果を踏まえた課題の解決が望まれているのであります。それらの課題の解決の方法として、情報システムの導入を図ろうとする動向が各自治体で具体的にあらわれてきております。従来の事務機械化では対応できなくなった事務の分野に、技術革新の結果開発された新しい情報処理機器を積極的に活用していくことによって、情報処理システムの改善を図って情報化社会にふさわしい行政を行って、住民の要望にこたえていこうとすることが自治体における O A の導入の目的であり、その意義は大きいものがあると思います。

本市においては、複雑多岐、膨大化する行政事務に対応するため、O A 化の推進に努めております。特に金銭会計、住民基本台帳処理業務、印鑑証明発行などに O A 機器を積極的に取り入れるなど、また平成 8 年に策定された寒河江市行政改革大綱を受けて、税証明の窓口の一本化を図るために税務オンラインシステムの開発をし、市民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減に努めているとのこと、そして平成 13 年に設置された寒河江市情報化検討委員会においても、電子市役所を目指す中でさらなる事務の O A 化に向けて検討されているところであります。

このように、いろいろな側面の活路を開くためには、最新の O A システムなど、開発された情報処理技術を積極的に活用していくことが求められているのではないかと思います。そうした自治体の中にあって、O A システムを活用することは、各部署において情報の相互利用が可能となり、情報化の推進がなされ、簡素で効率的な事務の執行が図られるのではないかと思います。

以上のことを踏まえて、以下について御質問をさせていただきます。

一つには、財務会計システムのオンライン化による財務会計オンラインシステムの導入についてお伺いをいたします。

行政の会計事務は、年々仕分け、転記、清書など事務量の増大が見られるのであります。そして、それら事務内容の複雑化、処理時期の集中化の傾向が顕著にあらわれてきています。これらの事務を正確に効率的に、そして省力化を図りながら、財政運営の的確な把握を目指すために、電算化によるシステムは行政としてどうしても避けて通れないところではないかと思います。

本市においては、金銭会計システムを取り入れることによって、歳入歳出についての電算処理をしており、支払い業務、例月決算処理、決算処理などについて効果を上げているようであります。しかしながら、財務会

計オンラインというシステムまでは取り入れられていないのが現状であります。

このシステムを導入することによる効果状況について、他市の実施例などから見ると、一つには、伝票処理はこれまでベテランの庶務担当者が任される傾向が多かったが、財務会計オンラインシステムの導入により新規採用職員などでも容易に起票することが可能となった。そして将来的には、伝票事務専門に近い職員は必要なくなり、有効な人事配置が可能になると思われるとのこと。二つには、予算編成から予算執行、そして決算の数値の正確性が飛躍的に向上したとのこと。三つ目には、各課少なくとも1台のパソコンが導入されたため、財務会計などの未使用の時間でも単純業務使用を各課で検討、導入するなど、職員の機器への意識の向上が図られたとのこと。四つには、単純作業や転記作業がなくなったとのこと。五つには、情報をデータベース化することにより、最新の情報を正確に即座に把握することが可能になり、予算管理も容易になったとのこと。六つには、紙の伝票がなくなりペーパーレス化が図られたとのことなどなど、システムの導入による効果には大きいものがあるのではないかと思います。

また、現在本市で推し進めている電子市役所に向けての情報化検討委員会でも検討された財務会計オンラインシステムの稼働の条件である庁内LANの整備が、今年度の予算に盛り込まれているわけであり、システム導入の条件がそろそろ整いつつあると思います。

そこでお伺いいたします。一つには、本市として財務会計オンラインシステムの導入について、どのように考えておられるのかお聞かせを願いたいと思います。二つには、もし財務会計オンラインシステムを導入する考えがあれば、いつごろを考えておられるのかお聞かせを願いたいと思います。

二つには、財務会計システムに電子決裁、予算編成・執行、決算統計などの機能を持たせることについてお伺いいたします。

一般的には、財務会計システムには、財務、管理、会計、各課、起債、契約、備品、資産、公有財産などの各管理の機能が持たされており、庁舎の総合的な管理に使われているのであります。他市の例などでは、担当課では新年度の予算編成から予算書の作成、そして当該年度の予算統計や、場合によっては補正予算という重なり従来は忙しい時期であった年度末から年度始めの間で大幅な省力効果が進み、本来の業務である財政分析やきめ細かい執行管理が可能になったという効果が出ているようであります。それに現在では、予算執行、歳入歳出、歳入歳出外現金、公金振替、契約などの各管理において、パソコンの画面上で決裁できる電子決裁を取り入れる自治体が出てきており、処理の迅速化と事務処理の効果に貢献しているとのことであります。

そこでお伺いいたします。財務会計オンラインシステムの導入に際しては、システムの中に電子決裁、予算編成・執行、決算統計などの機能を持たせることについてどのような考えをお持ちなのかお聞かせを願いたいと思います。

次に、三つには、一般会計などの決算認定の9月議会への上程についてお伺いいたします。

一般会計などの決算については、毎年5月31日に出納閉鎖をしており、地方自治法には出納の閉鎖後3カ月以内に決算を調製し、証書類やその他書類とあわせて、収入役は地方公共団体の長に提出しなければならないとあります。現状では、8月31日までに提出されておりますが、その後監査委員の審査があり、9月議会には上程が難しい状況にあります。

また、決算と予算については表裏一体であり、今年度の決算の状況を踏まえて次年の予算編成などへの適正な反映などを考えるときに、予算編成作業前に議会に上程され、審議されるのが望ましいと思うのであります。各市の状況を見ると、大変な事務量となり、財務会計オンラインシステムが稼働することに伴って、12月議会から9月議会へ決算の認定を移しているところが多いようです。

そこでお伺いいたします。

今後財務会計オンラインシステムが稼働するに伴って、一般会計などの決算認定について、現在は12月議会に上程されているわけですが、それを9月議会に上程することについてどのように考えておられるのかお聞

かせを願いたいと思います。

次に、通告番号 21 番、保健行政について、はしかの予防接種などについてお伺いいたします。

はしかは予防接種によって予防が可能な疾患であると言われております。はしかの予防接種については、1978 年から定期接種として実施され、既に 24 年が経過をしているようです。その間、予防接種法の改正があり、それなりの効果を上げているものはしかによって亡くなる人が続いており、それら疾患の抑制が望まれているところであります。

はしかは極めて伝染力の強いウイルス性の病気であり、かかると体力が衰え、感染から発病まで潜伏期間が約 11 日余り、一度かかると一生免疫ができる病気でもあります。中には肺炎や中耳炎などの重い合併症を引き起こす例もあるようです。全国で毎年 10 万人から 20 万人が感染するとされ、去年は全国で 21 名の死亡が報告をされているところであります。

そこで御質問させていただきます。

一つには、はしかの定期予防接種に対する公費負担についてお伺いいたします。

子供を対象としたはしかの定期予防接種は、予防接種法で感染予防のためのワクチン接種を受けることが奨励されており、各市町村で 1 歳から 7 歳 6 カ月未満の子供を対象に実施をされているのであります。公費負担の場合は各市町村の判断にゆだねられているために、場合によってはワクチン接種を受ける子供の親に自己負担を求めるケースがあるのも実情だと言われております。

1994 年の予防接種法の改正で、義務接種から保護者の判断に任せる勧奨接種に変更されて以来、ワクチンの接種率は低下している現状だと言われております。

本市においては、個別予防接種の中で三種混合の予防接種について、もう既に平成 13 年から自己負担を撤廃し、無料化をしております。しかし、はしかについては 1 回で 1,300 円の自己負担があります。接種率については高いようですが、さらに全員が接種できることが望まれるのであります。そしてまた、はしかの定期予防接種に対して自己負担を撤廃することは、子育てに対する支援にもなっていくのではないかと思うものです。

そこでお伺いいたします。

はしかの感染によって幼い命が失われることのないように、ワクチンの接種しやすい環境とするためにも、定期予防接種に対する自己負担を撤廃し、公費で負担することについてどのように考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

二つには、はしかの予防接種年齢の適正化についてお伺いいたします。

先ほども述べたように、予防接種法では定期の予防接種を行う疾病及び対象者として、はしかについては「生後 12 カ月から 90 カ月に至るまでの間にある者」としております。特に年齢別患者数を見るに、生後 12 カ月を過ぎた 1 歳の幼児の発症がほかの年齢層に比べて、大変多くの患者割合を占めていることが統計から読み取ることができるのであります。

本市の場合、はしかの定期予防接種については、生後 1 歳 6 カ月にワクチン接種を実施し、はしかの感染予防に努めているとのこと、しかし 1 歳から定期予防接種年齢の 1 歳 6 カ月までの 6 カ月間に発症するなども聞かれるのであります。予防接種の目的からすれば、疾患にかかる前に接種することが本来のあり方ではないかと思えます。

そこでお伺いいたします。

はしかの定期予防接種について、予防接種法ではワクチン接種が生後 1 歳からできるようになっています。本市の場合、現行の定期予防接種が 1 歳 6 カ月となっていますが、適正な予防接種年齢として、生後 1 歳に定期予防接種をすべきだと思いますが、どのように考えておられるのかお聞きをしたいと思えます。

以上で第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前 11 時といたします。

休 憩 午前 10 時 43 分

再 開 午前 11 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、O A 化推進について答弁申し上げます。

寒河江市では、これまでホストコンピューターによるさまざまな業務処理システムを初めとし、各種税関連システムの構築や介護保険など福祉関連分野についても情報化を進めるとともに、平成 2 年度に金銭会計システム、9 年度に起債管理システム、13 年度に入札管理システムをそれぞれ単独で構築し、業務や事務の効率化を図ってまいりましたが、予算編成や予算執行、歳入歳出管理を含むトータル的な財務会計システムについては導入していない状況でございます。

また、現在情報通信技術が飛躍的に発展し、これに対応して事務処理の迅速化、効率化など質の高い行政サービスが求められていることから、これまで順次パソコンを導入してきたところでございます。

今年度は、今後の本市の情報化の取り組みを体系的に推進するため、寒河江市情報化推進計画を策定してまいります。さらに、これから導入するさまざまなシステムを使用するには、パソコン間をネットワークする LAN の構築が必要不可欠であることから 250 万円を予算化しており、9 月中に敷設するなど、庁内の情報化に向けた基盤づくりに積極的に対応しているところでございます。

御質問の財務会計システムでございますが、市全体の財務会計全般の省力化と効率化、迅速化を図ることができるものであり、また予算面においては、予算編成の効率化を初め予算執行状況のリアルタイムでの把握など、限られた財源を有効に活用することができるとともに、会計事務についても決算書や例月出納検査資料が容易に作成することができるなど、省力化と効率化、迅速化が図られるものでございます。

そのためできるだけ早い時期の導入に向けて取り組んでいかなければならないと思っているところでありまして、今申し上げました情報化推進計画の中にも、早い時期の構築に向けて検討しております。ただ、構築に当たりましては相当の導入経費も伴いますので、今後の財政状況等も見ていかななくてはならないと思っているところでございます。

それから、導入する場合の中身、機能についてでございますが、財務会計システムの構築は、従来の手作業の財務会計体系を一新するわけであり、導入に当たっては、システムはもとより関連規則等についても大幅な改正が必要であり、十分検討していかなければなりません。そのため庁内にプロジェクトチームなどを組織し、対応していかなければならないと思っているところであり、導入する機能についてもその中で検討していきたいと思っております。

次に、一般会計等の決算認定のことでございます。

本市の決算の認定につきましては、地方公営企業法が適用する水道事業会計と病院事業会計は 9 月の定例会に、それ以外の一般会計と特別会計は 12 月定例会にそれぞれ上程させていただいているところでございます。水道事業会計と病院事業会計は、地方公営企業法の規定により 9 月定例会に上程しなければならないわけですが、一般会計と特別会計につきましては、地方自治法により次年度の通常予算が上程される前までの定例会に上程すればよいことになっており、本市の場合は 12 月定例会に認定をお願いしております。

上程するに当たりましては、収入役が決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を調製して市長に提出し、市長が監査委員に審査を依頼し、その決算審査意見書と主要な施策の成果に関する説明書を添えて議会に上程しております。

当然、それらの一連の事務作業につきましては、現年度の通常業務と並行して行われているものであり、特に監査委員には短期間の中で審査していただいているわけでありまして、現在、決算についての議会への上程は、今申し上げましたとおり、法に規定された日程の範囲内で行っているわけでありまして、作業日程も無理なく

順調に事務事業を進めているものと思っているところであります。

それが9月上程ということになりますと、決算の調製に伴う業務が現在よりすべて3カ月前倒しとなり、現状のままでは短期間に業務量が集中することになります。また監査委員からも病院事業会計と水道事業会計に加えて、一般会計と特別会計も9月上程に間に合うように審査をしていただかなければなりませんので、審査日程等の面でも厳しいものが出てくるのではないかと思っているところでございます。

次年度の予算への反映という御提言でございますが、決算状況につきましては、毎年総務省の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の取りまとめ作業を6月末をめどに行っており、その結果を市報に掲載し、お知らせしているところであり、それをもとに次年度予算への反映も可能ではないかと思っているところでございます。

ただ、御質問のとおり9月上程の自治体が多くなっているようでもありますので、財務会計システムの導入なども考慮に入れながら、上程に向けて検討していかねばならないと思っているところでございます。

次は保健行政について、はしかのことについて答弁申し上げます。

乳幼児を対象とした予防接種には、予防接種法に基づき市町村が実施する定期予防接種と、個人で実施する任意接種がありますが、本市の定期予防接種は、ポリオ及びBCGについては集団接種を行い、三種混合、麻疹、風疹及び日本脳炎については、希望者が市内の医療機関において行う個別接種により実施しております。

麻疹予防接種の対象者数は、毎年400人程度であります。平成13年度では408人で、接種率はおおよそ93%となっております。何らかの事情で接種を受けられなかった方については、各種検診時等において確認し、啓発に努めており、ほとんどの方が対象年齢内、いわゆる対象年齢というのは生後12カ月から90カ月でございますが、その年齢内に受けていると考えております。

保護者負担を無料にできないかというお尋ねでございますが、予防接種に要する費用については、薬品代等の実費を徴収することができる旨予防接種法に規定されていることから、近隣市町との均衡を図りながら、これまで費用の一部を負担いただいていたところでございます。

予防接種に対する負担軽減対策としましては、平成7年度にすべての集団接種を無料とし、個別接種についても負担を少なくいたしました。麻疹については1,500円から1,300円に減額しております。また、昨年度においては、三種混合ワクチンの接種について無料化するなど、段階的に軽減対策を進めているところでございます。

県内の麻疹発生状況を見ますと、平成4年の流行後激減しましたが、平成10年に庄内地区で127名、13年度に村山地区と置賜地区で合計59名の患者発生が報告されております。これらは医師の報告に基づくものであることから、市町村ごとの発生件数等についてはデータがありませんが、本市内においては、麻疹感染による重篤患者の例はないようでございます。しかし全国的に見れば、過去に麻疹による脳症などの重い症例も報告されておりますし、保護者負担の軽減は少子化対策の一つでもありますので、接種率の向上に向け無料化を検討してまいりたいと考えております。

それから、予防接種年齢の適正化についてのお尋ねでございます。

御案内のように、予防接種法では麻疹の予防接種については、生後12～90カ月が対象年齢になっております。先ほど申し上げたとおりでございます。本市におきましては、希望者から申し込みをいただいて、標準的な接種年齢として定められている生後12～24カ月内の時期に合わせ、1歳半の時期に行っております。

その理由としましては、一つはポリオやBCG、三種混合の接種が生後3カ月から1年までの間に行わなければならないこと、二つには、次のワクチン接種までに、生ワクチンの場合は4週間以上、不活性化ワクチンの場合は1週間以上あけなければならないこと、三つには、市内に小児科医が少ないことから、集中を避けたいことなどでございます。

これまでこの時期に実施してきたことよってのトラブルや発症などはありませんでしたが、早い時期に行うことが望ましいわけですので、1歳からの実施を含め、希望する時期に接種を受けることができるよう医師

会と協議し、その可能性や方法等について検討してまいりたいと考えております。
以上です。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 今、市長の方からは、私の質問を真摯に受けとめていただきまして、前向きな検討をするというような答弁がございました。そうでありますから、2 問目ということにつきましては余りありませんけれども、少々 2 問目の質問をさせていただきたいと思います。

まずは、財務会計オンラインシステムでありますけれども、市長の方からも先ほど導入に向けて検討していく旨の答弁がありました。

それで、時期的といえますけれども、早い時期ということで市長の方からも答弁があったわけですが、私も第 1 問で申し上げたように、やっぱり時期というものをきちっと明確にして取り組んでいくべきではないかなと思っているところです。平成 13 年に設置をしました情報化検討委員会の中でも、庁内 LAN が 9 月には整備をされるという状況にもございますから、財務会計オンラインシステムについても走り出せるような状況下にあるのではないかと考えているところです。

それで、この財務会計オンラインシステムについては、山形県には 13 市がありますけれども、寒河江市はそれほど早い方ではない。遅い方ではないかなと私は思っているところです。そういう意味では、県内の状況、今 13 市の導入状況、財務会計オンラインシステムはどういう状況になっているのか、1 点御質問をさせていただきます。

それと、先ほど市長からも非常に経費がかかるという話がありました。やっぱりこれは最新の情報化機械でありますから、経費、予算、事業費、相当規模のものがかかるのではないかなと覚悟しているところです。私も 13 市のある市の方に行ってまいりまして、どういう状況なのか聞いてまいりました。その市は、寒河江市と大体人口規模が同じような規模の市でありますけれども、この財務会計システムを既に取り入れまして稼働している市であります。

予算ということでお聞きしましたところ、機械そのもの、必要とするソフト、それから機械そのものについては、ソフト面、ハード面については年間リースということで予算を計上していると。その予算も 5 年間リースという中で年間 4,000 万円ほどの予算を計上して稼働しているという話をしておられました。これは 5 年です。それから 5 年間 4,000 万円という経費の中で稼働しまして、それでは 6 年後はどうなるのかといえますと、その経費の 10 分の 1 に下がるんだと。ですから 6 年目からは、そのソフト、ハードの機械が 400 万円のリースの経費で済むんだという話をしておられました。

そのほかメンテナンス料として 1,000 万円かかるという話をしておられましたけれども、この導入に際しては、最初は相当の経費はかかるのではないかなと思いますけれども、ある程度の年限がたちますと、少しの経費で相当大きな効果が上げられるシステムではないかなと、このように思ったところです。

そういう意味で、検討されたようでありますから、どのくらいの経費がかかるということで予想されているのか、この辺についても考えがございましたらお聞きをしたいと思います。この 4,000 万円というお金は非常に高い金額ではありますけれども、これからの寒河江市の事務の効率化ということを考えてみるならば、最初は高いわけではありますけれども、相当の効果が上げられるのではないかなと、このように思っているところです。

それから、2 点目のシステムでありますけれども、この財務会計システムには、システム自体は選択できるということで、いろんな機能がありますけれども、その中で、先ほど言ったようなシステム、市長からは庁内の方にプロジェクトチームをつくって、そのプロジェクトチームの中でそれぞれ検討していくという答弁がありました。これは 13 市の中ではそれほど早い導入ではないということで、このシステム自体日進月歩でいろんなシステムが今は開発をされております。先ほど言った例はほんの一事例で、相当高い情報化システムがあります。

ですからそういう意味では、プロジェクトチームの中でもいろんな状況を見て、検討して、やはり寒河江市に一番合う、最先端に行くこのシステム、当然電子決裁などは最先端に行くシステムの一つになっておりますので。それからバランスシート関係のシステム、それから行政計画等々のシステム、いろんなシステムがありますから、そのシステムを見ていただいて、それらの最新のもの、寒河江市に合うもの、そして本当に事務の効率化に役立っていくというようなシステムについて、このプロジェクトチームの中で御検討いただいて結論を出していただきたいなど、このように思っているところです。

設置をするということでありますから、どのくらいの期間をかけて検討されるのか、この辺の考えがございましたらお答えをしていただきたいと思えます。

それから、一般会計の認定でありますけれども、これについては、市長の方からは今後導入に際して検討するという旨の答弁がございました。これは先ほど市長も言われているとおり、現段階での導入というのは非常に難しいのではないかと、やはり相当の事務量が来るということでもあります。

ただ、これが9月上程になったとしても、やはり5月31日に出納閉鎖をして、それぞれ収入役が市長の方に提出をして、市長から監査委員の審査を受けるように提出されるということになりますと、それなりのまた期間もかかるのではないかなということでもありますから、この導入に際して、それなりの審査の経過、仕方について、やはりきちんとしたシステムづくりというものをすべきではないかなと。特に先ほど市長も言うておられますように、監査の仕方ということが、今の監査の仕方ではなくて若干違った監査の仕方になってくるのではないかなと思えますけれども、その辺、監査委員の方で何か御意見がございましたら、監査の仕方、今と違ったどういう仕方なのか、要するに、9月議会に上程された場合にどういうふうになっていくのかお聞きをしたいと思えます。

それから、9月議会の上程につきましては、県内の13市の状況がどうなっているのか。既に9月議会に上程している市があるように聞いております。それと、ことしから実施をする市があるように聞いております。それから、今後既に実施を予定している市もあると聞いておりますけれども、その辺、どういう県内の状況になっているのか。

やっぱりこれは、先ほども申し上げましたけれども、5月31日に出納閉鎖をするわけでありまして、3月議会までにどの議会でも上程していいというように法的にはなっているわけでありまして、出納閉鎖をして次の議会、6月議会というのは物理的に難しい、これはできませんから、やっぱりその近々の議会であれば9月議会ではないかなと。9月議会に上程をするということが私は一番いいのではないかなと思っておりますので、その辺、市長からは導入に際しての検討ということがございましたので、今後ぜひそのようにしていただきたいなど思っているところでございます。

それから、はしかの公費負担でありますけれども、これはことしの6月、日本外来小児科学会というところが全国的な調査をしました。これは3,300の市町村の調査をしているようです。

その中で、公費負担をしていない、要するに自己負担というような割合で、これは500円から3,300円までの上限がありますけれども、その中で、それぞれ調査をした結果、全国で94の市町村が自己負担をまだやっているというような学会の報告が出ているようであります。特にその中で一番多い市町村を抱えているのが山形県でありまして、22の市町村がまだ自己負担があるというような調査の結果になっているところです。

市長からは、今後その自己負担に対して公費で負担する旨の答弁がございました。私は来年度の予算にこれを盛り込んでいただいて、平成15年からぜひとも実施をしてほしいと思っておりますけれども、その辺、市長のお考えがございましたらお答えをいただきたいなど、このように思っているところです。

特に寒河江市は、接種率については93%を超すということでも非常に高いわけでありまして、やっぱり残された数%の方がかかった場合に、合併症で重い症状となって最終的には死亡するというようなケースもあるということもございますので、できましたならばその辺、何とか自己負担をなくしていただいて、先ほど

市長からもあったように、少子化の一環として、これはぜひとも実施をしていただきたいなど。市長からは、来年度の実施に向けてどういう考えをお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、定期予防接種の1歳からの実施でありますけれども、これは予防法では1歳からできます。市長からは、今後の検討課題ということで答弁をいただいたわけでありまして、この1歳から1歳6カ月の間の6カ月間で発症する例というものが多く聞かれます。特に統計上からしますと、12カ月から24カ月の間に相当数の患者数がおられますので、そのうち1歳から1歳6カ月の間にも相当数の患者が発生しているのではないかなど、このように思っているところです。

そういう意味では、1歳6カ月を1歳ということでありまして、市長の方からは、なかなか難しい状況などもあるんだというような話がありました。そしてその中で一番難しいのは、寒河江市に小児科の医者がないというのが、非常に接種に対しての難しいものがあるのではないかなど思っております。今のところ小児科の医者は2名ということで、2名の先生にこの400名の方が集中したんでは大変だということから、1歳ということが疑問視されているのではないかなど思いますが、これは私が思うに、皮下接種ということで小児科の医者、当然これは専門医ですから小児科の先生がすることが一番ベターであるし、いいのではないかなど思いますが、皮下接種というものは小児科の医師ばかりでなくて、内科の医師でも私は十分対応できるのではないかなど思っているところでございますので、医師会と話し合うというように市長からもあったわけですが、その辺内科の先生を含めて、はしかの定期予防接種、1歳からできるような形でどうなのか、市長の考えがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 那須議員に申し上げます。監査委員については通告なされておられませんので、質問は御遠慮願います。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 財務会計のことですけれども、早くやりなさいと、こういう要望でございますが、具体的な年度は特定はできませんけれども、推進化計画の中で十分討議してまいりたいと思います。準備期間は、幾ら見積もっても 1 年間はかかると思いますので、大変なことなわけでございますが、そういうことで現在取り組んでまいろうと、このように思っております。

それから、一般会計の 9 月議会への上程のことですけれども、3 カ月も前倒しするということは、非常に事務の量にも負担がかかるということがあろうかと思っております、それなりにメリットがどうかということになりますと、そうは考えられないんじゃないかなと思っております。まずは財務会計のシステムを導入することに力を入れて、その後の問題として対応したいと、このように思っております。

それから、麻疹、はしかのことですけれども、先ほど答弁申し上げましたように、早い時期ということですので、来年度 15 年度に向けて取り組みたいというような気持ちでおるところでございますが、要は医師会等々の取り組みということもございまして、医師会でも何とかやってもらえるのではないかと思いますけれども、無料にしまして、そして引き下げも対応するというところで取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、県内の状況等につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

県内の財務会計の導入状況でございますが、今年度までに寒河江市と長井市を除く 11 市で導入しております。

導入経費でございますが、導入する中身によりますけれども、ハード、ソフト含めまして 5 年間リースが基本でありますので、5 年間分割払いになりますけれども、1 億円から 2 億円程度はかかるのではないかと考えております。

それから、決算の 9 月認定の状況であります。県内の状況であります。13 市においては、来年度までに導入予定している市を除きましては、寒河江市と村山市が導入していない状況であります。

以上でございます。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 先ほど監査委員に質問をしましたけれども、通告しておりませんので、取り下げをさせていただきます。

この財務会計オンラインシステムでありますけれども、先ほどあったように、ほとんど県内では寒河江市と長井市以外に導入を決めておりまして、もう走っているという状況にあるわけです。そういう意味では寒河江市も、市長からは具体的な年度の明示がありませんでしたけれども、私は 3 年ごとのローリングの中に 15 年からきちんと入れていただいて、その中でこの財務会計オンラインシステムの導入について、検討すべきではないかなと思いますので、その辺、ローリングの方に入れることについて何かお考えがございましたらお答えをいただきたいと思います。

それから、一般会計等の 9 月議会への上程でありますけれども、先ほど言ったように、もう既に実施をしている市が、私の調べでは 6 市、今年度が 3 市、それから 15 年度に予定している市が 2 市あります。そして、今答弁があったように、村山市と寒河江市がまだだということで、13 市のうちほとんどの市が実施している状況にあります。

各市の方でも、聞いてみますと、やっぱり先ほど言ったように、次年度の予算の方に反映をすると。それからもう一点は、当然 5 月 31 日で出納閉鎖をするわけでございますから、行政とすれば、やっぱり次の議会、6 月議会は物理的に難しいでありましょうから、せめて 9 月議会には上程するんだというように言っている市もございまして、それは行政としての使命ではないかなと思っているところでございますので、私は 12 月議会からぜひともこれは 9 月議会へ、財務会計オンラインシステムの導入に伴って、ぜひともこれは導入をしていただきたいなと、このように思っているところです。

はしかについては、市長から 15 年度から無料化に向けて検討という話がございました。これはぜひ 15 年度の予算に盛り込んでいただいて、1,300 円の自己負担がなくなるという形でぜひともこれは行っていただきたいなということをお願いをして、第 3 問を終わります。

新宮征一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 22 番、23 番について、13 番新宮征一議員。

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 私は緑政会の一員として、通告してある諸課題について、市長並びに教育委員長に質問をいたします。

質問に先立ちまして、このたびの第 19 回全国都市緑化やまがたフェア・やまがた花咲かフェア '02 の大成功を市民の皆様とともに心からお祝いを申し上げ、関係者に対し心から敬意と感謝を申し上げます。

早速質問に入ります。

まず通告 22 番、フローラ S A G A E の有効利活用について伺います。

フローラ S A G A E は、中心市街地の空洞化が進む中、その対策の一つとして取り上げられ、中心市街地活性化拠点施設としてオープンし、はや 2 周年を迎えました。その間、関係者の方々の御努力により、ショッピングからオフィスまで、その機能は幅広く利活用がなされ、多くの人でにぎわっておりますことは、まことに喜ばしい限りであります。しかし、ここに来て一部テナントが撤退するなど、多少の陰りが出てきたのではないかと心配しているところであります。

そこで、この施設の利活用について、私なりに若干の提言を申し上げます。

一つは、この施設の内容が検討されたときに、1 階フロアの一部のスペースに、住民票など簡易な証明書等の自動交付機の設置が予定されておりました。しかし、2 年たった今なお設置はなされておられません。この間、役所においては窓口業務の時間延長などによる住民サービスが図られ、市民からは大変な好評を得ておりますが、カード時代と言われている今日、自動交付機の設置はこの施設にマッチしたもので、さらなる住民サービスにつながるものと考えますが、これまでの経過と今後の対応について、当局の御見解を伺います。

次に、フローラ S A G A E に子供みこしを展示してはどうかと思いますが、どうでしょうか。

いよいよ寒河江まつりも目前に迫ってまいりました。多くの市民は祭りの準備に追われながらも、楽しみに待っていることと思います。その寒河江まつりの目玉も、昔の仮装行列から武者行列と変わり、そして今では東北一と自負しているみこしの祭典が最大のイベントとなりました。本みこし、企業みこし、そして子供みこしによるところの躍動感あふれるあの勇壮なみこしの渡御こそ日本の祭りの象徴であって、担ぎ手の皆さんはもとより私たち観衆の心をも奮い立たせ、すばらしい感動を与えてくれるものです。

そして、この秋には市の表玄関である駅前広場にみこしの展示場「みこし蔵」がつけられ、常に多くの人目に触れることから、みこしのまち寒河江としても大きくクローズアップされ、本市にとってはさくらんぼに次ぐ第 2 のシンボルとして定着されようとしております。

祭りはみんなが参加、みんなが楽しめるものであり、特に子供たちは子供みこしを担ぐことによって祭りへの参加を自覚し、その意義を十分実感されることと思います。子供みこしといえば従来はたるみこしが主でありましたが、それでは満足せず、今では子供の本みこしが 10 数基になったと聞いております。

全部とはいかないまでも、この子供みこしをフローラ S A G A E 3 階のイベント広場、あるいは 4 階のみんなの広場を利用して展示すれば、そこを訪れた人の目を楽しませ、みこしに対する関心と愛着が生まれるものと考えますが、いかがでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。

3 点目は、生涯学習の場としての活用についてであります。

現在も 3 階のカルチャー教室や 4 階にある教養文化室などを使って大正琴や三味線、社交ダンス、つる細工指導など多くの教室が開かれているようではありますが、もっと幅を広げるためにも、曜日ごと、時間ごとに教室を固定化し、例えば月曜日は民謡、火曜日はカラオケといったような方法で、一般の人、素人でもだれもが

いつでも気軽に練習できるような場を提供できないものでしょうか。

また、ギャラリーホールを利用して、写真、書、絵画、民芸品など、老人クラブや婦人会、その他のサークルなどの作品を常時展示すれば、家族や知人の作品を見ようと訪れる人も多くなるものと思われます。これについては、指導者の問題など課題もあろうかと思いますが、御見解を承ります。

続いて通告 23 番、少人数学級編成による教室不足の対応について、教育委員長に伺います。

本年 14 年度は、ゆとりと生きる力を育むことを目標に、完全学校週 5 日制が実施されました。また山形県では全国に先駆け、きめ細かな指導をすることが教育の原点であると位置づけ、わかる授業、楽しい学校を目標に、県独自の事業として、教育山形さんさんプランによる少人数学級編成事業が導入されました。

この事業のねらいは、教師と生徒とのかかわりを大切に、基本・基礎の教育を徹底するとともに、いじめや不登校などの問題を排除し、21 世紀の日本を担う子供たちの健全育成を図ることにあるものと考えます。このように本年度は教育改革元年とも呼ばれ、戦後民主教育が取り入れられて以来の画期的な大改革と言わなければなりません。

さて、こうした制度の導入や実施により、教育現場の環境も大きく変わってきております。特に寒河江中部小学校にあっては、教職員の増員などもあり、職員室は全くの飽和状態で、机と机の間は一人一人が通るのに精いっぱい、調理師さんたちの給食のミーティングなどは、狭苦しい印刷室の片隅に机一つを置き、両側から向き合っているのが現状であります。また、現在の会議室も狭いため全員が入り切れず、全体会議などは視聴覚室を利用しているとのことであります。

2 階にある図書室にしても、コンピューター室との併用のため、図書室の部分は何とか書架は置かれているものの、読書のスペースは全くなく、図書室としての機能は全く発揮されておりません。コンピューター室としてのスペースも、図書室に出入りする人たちの話し声や騒音が気になり、パソコンやワープロの操作もままならない状態です。このように寒河江中部小学校は、学校施設そのものが極めて狭窄した状態にあり、今後総合的な対策が望まれているところであります。

それにも増して心配なことは、学級増に伴う教室不足、特に来年度以降は二つの教室が足りなくなることから、極めて深刻な問題であり、喫緊の課題として早急な対策が求められているのであります。現在の状況を見ましても、既に音楽室、図工室、学習室などの特別教室は普通教室に転用され、中には窓際に水道の蛇口が幾つも並び、水飲み場のような雰囲気の中で子供たちは勉強しており、極めて不自然な環境の中で授業を受けているのが実態であります。

このような状況を考えるとき、将来に向け何らかの対策が望まれるわけですが、全体的かつ総合的な整備は今後の課題として中長期的なプランの中で検討されるべきと考えますが、今差し迫った問題として、来年度不足する 2 教室の確保が急務であり、生徒がいるといないとにかかわらず学区内住民は、その対応を注意深く見守っているのであります。

この教室不足の問題を知ってから、私は何回か学校を訪れ、現場の状況を見聞してまいりました。そして、先生や P T A の役員の方々とも話し合いをしてきましたが、この問題の解決策として、私なりに次の方法を考えてみました。

一つ、通学区域、つまり学区の再編による他校との調整、一つ、特別教室の転用による普通教室の確保、一つ、簡易構造による増改築の方法、以上の 3 点であります。

第 1 点の学区再編に関しては、平成 8、9 年ごろにも検討された経緯があり、当時の状況から考えても、学区民のコンセンサスを得るには、半年そこその時間では到底間に合わない。2 点目の、特別教室の転用であります。さきにも申しましたとおり、既に幾つかの特別教室が転用されていること、特別教室の必要性などの点からも、これ以上転用した場合は十分な教育環境の保全が困難なことから、児童生徒のことを考えるとき、これ以上の転用は無理である。つまり行き着くところは、3 番目のプレハブによる教室の確保以外には考えら

れないというのが私なりの結論であります。

これにしても敷地の問題などもあったわけですが、再度学校を訪問し、現場を見ながら、校長、PTA会長との話し合いの中で、現在の視聴覚室として使っているところも1階建てのプレハブで、聞くところによれば総合的な施設整備を前提として、9年前の平成5年3月に仮設のものとしてつくられたのだそうであります。その後、社会情勢の変化などもあり、そのままの状態であるに至っているものと思われませんが、この1階建てのプレハブを解体し、複数階の建物にするか、あるいは北側に多少移動してボイラー室との間に併設すれば、十分とまではいかないにしても当分はしのげるのではないかと思います。

その後、当局にもこの方法による対応を要望していることでもありますが、専門的立場にある教育委員会としての見解を伺います。

いずれにしても時間的余裕はそれほどありません。教育委員長も教育長も長年にわたり教育現場を経験され、そのすぐれた識見と能力が評価され現在の要職にある方々です。御賢明なる答弁を期待して第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、フローラ S A G A E の有効利用のことでの証明書等の自動交付機の設置の問題でございます。

ことし 8 月 5 日に改正住民基本台帳法が施行され、住民基本台帳ネットワークが稼働いたしましたことは御案内のことと存じます。これにより市町村ごとに管理する住民基本台帳をもとにして、全国の市町村を電気通信回線で結び、国、地方公共団体などの行政機関に対し、本人確認情報を提供する第 1 次サービスが開始されました。

さらに平成 15 年 8 月、来年 8 月からは、第 2 次サービスとして住民基本台帳カードの交付が開始されます。この住民基本台帳カードは、セキュリティー上極めて安全な IC カードを用いることとしており、住民の申請により市町村長から交付されるものでございます。このカードを持つことにより住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理による手続の簡素化などのサービスが受けられるようになります。

また、その住民基本台帳カードの空きメモリーを利用し、市独自の各種行政サービスを受けることが可能となりますので、利用目的を具体的に条例で定め、このカードを最大限に活用していく考えであります。

このようなことから、この住民基本台帳カードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付が受けられる自動交付機の設置を検討してきました。来年 8 月の住民基本台帳カードの交付時期とカードの発行状況を十分考慮して、自動交付機の設置時期をさらに検討してまいりたいと存じます。

また、設置場所につきましては、市民の方々が多く集まる施設でだれでも気軽に利用でき、自動交付機の設置効果が十分発揮できることを観点に加えて、機器の管理体制などについても考慮しながら検討してきました。中心市街地に位置する公共施設で多くの市民が利用しているフローラ S A G A E は、市民の利便性からも有力な候補であると認識しているところでありますが、より充実した住民サービスを効果的に推進するため、今後とも検討してまいりたいと思っております。

次に、フローラ S A G A E に子供みこしの展示ということでございます。

オープンしてから 2 年を経過しました現在のフローラ S A G A E の 3 階から上の公共施設部分の利用状況から申し上げます。まず、諸会議室やイベント広場、ギャラリーホールなどの占有して使用できるスペースについてであります。3 階の書画等を展示するギャラリーホールは、オープン当初有効利用のため展示してもらおうべく、市から団体等へ依頼して展示を行っていたケースが大部分でありましたが、最近はずいぶん展示させてもらいたいとの申し出により、展示会が実施されてきております。

また、3 階のギャラリー室、奥の方の部屋でございますが、ことしの 1 月から、本市を中心に郷土において芸術活動を行っている方々の作品を鑑賞していただくために、郷土ゆかりの作品展示室として芸術文化の振興を図るべく活用しております。

また、3 階の催し会場であるイベント広場については、家電製品や着物などの物販や書道展などのフロアとしまして、10 月、11 月の土・日曜日は既に満杯の予約となっております。

また、日中は子供たちの遊び場として人気のあります 4 階のみんなの広場は、夜間になりますと毎日社交ダンスのサークルが利用していますし、4 階と 5 階にある会議室についても、その使用手続が容易で、あるいはまちの真ん中にあるという利便性がだんだん理解され、着つけ教室などのカルチャー教室としての利用方法も出てきましたし、芸術文化団体や産業経済団体、ボランティア団体、あるいは一般市民や一般の企業が研修会場などとして幅広くそれぞれの目的に従い利用されております。

また、4 階の自由に利用できる娯楽室や語らいの広場、軽スポーツ室などについて申し上げますと、娯楽室

では将棋や囲碁の愛好者の真剣な表情がいつも見受けられます。また、ガラスで仕切られている語らいの広場は、当初気恥ずかしいのか余り人の出入りがなかったのですが、現在は気軽に談笑の場や集いの場として思い思いに利用されております。

フロアの整備に当たってのコンセプトとして考えていた、老若男女が気軽に憩える交流の場となってきたことを実感しているところでございます。そして特に最近、4階の会議室が占用で使用されていないとき、その会議室が主に高校生を中心に勉強の場として利用されてきておりますことは喜ばしく思っております。

それで、子供みこしの展示についてでございます。

みこしの祭典は、今や寒河江市を象徴する一大イベントとなってきており、市としましても、市民挙げて大事に育んでいかなければならないと認識しております。現在、駅前を整備にあわせ本みこしを展示するみこし蔵を建設する計画を進めているところでありますが、子供みこしまでは展示できない状況にあります。確かに本みこしに比較して子供みこしは小さいわけですが、近年はそのつくりも精微をきわめたみこしに変身しており、このみこしをフロアに展示し、人々に足を運んでいただくという考えは、意味のある提言であると思っております。

しかし、今申し上げましたように、現在のフロアの利用状況は、それぞれのスペースの目的に沿い十分活用されていることや、防犯上の問題、あるいは建物の構造上の問題などが考えられますので、すべての子供みこしは難しいと思いますが、2基、3基となれば可能かどうかも含め検討してまいりたいと思っております。

次に、フロアSAGAEの利活用の中で、生涯学習の場としての利活用について答弁申し上げます。

今も申し上げましたように、芸術文化団体を初め産業経済団体、ボランティア団体など広範囲な形態で利用されております。その中でも、特に押し花教室、刺しゅう教室、大正琴、詩吟など、芸術文化団体の利用が目立ってきておりますし、最近は利便性の高い施設であるということから、つる細工教室などの新たなサークルや教室を起こして活動を行っているケースも出現してきております。

これらの利用されている団体の作品のギャラリーホールの展示について申し上げますと、当初は、私たちの作品なんかガラス張りの立派なところに展示するのは恥ずかしいなどと遠慮していたところもありましたが、市からの展示依頼で逆に張り合いを持って制作し、こたえてくれるなど、最近では気軽に協力してくれる状況となってきており、市民の中には、こんなサークルもあったのか、私もやってみたいなどという状況も出てきております。今後とも遠慮することなくどんどん展示してもらうことにより、親しみのある市民ギャラリーとして活用してまいりたいと、このように思っております。

次に、曜日ごとに民謡やカラオケなどの、だれでもが気軽に参加できる教室を設定し、多くの方にフロアに足を運んでもらえるようにしてはどうかという議員の御提言でございますが、フロアは、中心市街地活性化の拠点施設として整備した施設であることから、フロア自体の活性化、すなわち多くの方に足を運んでいただきましてにぎわいを保っていくことが肝要でございます。このため寒河江市、中心商店街連合会、フロア共栄会がそれぞれの役割の中で事業を実施し、さらには一体的に活性化に向けた取り組みを行ってまいりました。

中心商店街連合会では、先月緑化フェア感謝祭と銘打って、フロアを会場に、特に子供を対象にしたイベントを開催しましたし、その一環として、現在も1万円で1万1,000円の買い物ができるほくほく券を販売し、中心市街地に足を運んでもらえるべく事業を展開しております。またフロア共栄会では、毎月第2土曜日を全商品10%引きのフロア・サービスデーとして集客に努めているところでございます。

しかしながら、より活性化を図るためには、インパクトがあり、しかも継続性のある取り組みが求められてきております。このような状況の中で、今御提言がありました、フロアを会場に市民が気軽に足を運べる、曜日ごとの教室の設定などの生涯教育の場としての活用方法は、大変参考になる提言でございます。しかしながら、実施に向けた体制づくりや音の関係、あるいは教室の広さ、利用時間帯などの検討課題も含まれており

ます。

したがいまして、今後フローラを活性化していくためには、ただいまの御提言を含め、どのような催しを行い、どのように実施していくべきかなどを構築していくために、フローラ共栄会、さらには隣接する商店街などの関係者や市の関係課などを網羅した（仮称）フローラ運営委員会を組織しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 少人数学級編制に伴う教室不足の対応についての御質問にお答えします。

御案内のとおり、少人数学級編制推進事業については、きめ細かな指導により基礎・基本を徹底するとともに、今日的な教育課題を解決することを目的として、多人数学級を解消するため今年度から山形県が全国に先駆けて独自に実施したものであります。

この事業は、小学校において少人数学級編制を 3 カ年計画で進めようとするもので、今年度は 1 年から 3 学年まで、平成 15 年度は 4 年と 5 学年、平成 16 年度は 6 学年で実施しようとするものであります。

本年度、本市においては寒河江中部小学校の 3 学級及び柴橋小学校の 1 学級増について、特別教室等の転用やオープンスペースの活用により対応したところであります。

来年度につきましては、現在把握している児童数の中で、県の少人数学級編制推進事業を導入すれば、確かに寒河江中部小学校の教室が不足することになります。今後児童数に異動もあるわけですが、教育委員会としては、児童のよりよい教育環境の確保を図る観点から、工夫しながら何とかして教室を確保し、少人数学級編制を実施していきたいと考えております。

具体的には、学校長の意向を十分に踏まえてということになりますが、現在の特別教室を普通教室に改造、転用し、減となる特別教室については、現在活用しているプレハブの視聴覚室を改築して確保していく方向で調整し、対応してまいりたいと考えております。

なお、寒河江地区にある小学校の児童数に大きな開きが出てきている現状を見たとき、将来的には学校の適正規模という考え方に立って、通学区域の弾力的な運用など、新たな制度の導入なども検討していかなければならないと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 第 1 問に対しての答弁を今いただいたわけでありませけれども、まず、市長の方に答弁を求めておりましたフローラ S A G A E の有効利活用についてでありますけれども、第 1 点の自動交付機の設置の問題であります、住民基本台帳のネットワークが発足して、来年の 8 月をめぐりに住基によるカードが発行されると。それらの空きを利用してというのはなんですけれども、併用する形で対応したいというようなただいまの答弁であったわけですが、その時期について、一応 8 月にそういう方向に向くということでありませけれども、8 月よりも早くなるという可能性はあるのかどうか、あるいはそれよりももっとずれ込んでおくれるということも考えられるのかどうか、その辺、第 1 点お尋ねをいたしておきます。

それから、子供みこしの展示でありますけれども、市長も言われておりましたように、全部とまではいかないが、2 基、3 基ぐらいの程度であれば何とか対応できるように検討してみたいという答弁であったわけですが、先ほど第 1 問でも申し上げましたように、本当に寒河江まつりのみこしの祭典というのは、市長もよく言われているように、東北一と目されるぐらいのすばらしいみこしだと思われね。駅前のみこし蔵については、当然にしてこれはスペース的にもすべてを展示するというのは無理なわけで、前にもフローラ S A G A E に展示してはどうかなどというような話が出たこともあったのは事実だと思います。

それから、先ほどの同僚議員の質問の中で、緑化フェアの跡地、いわゆる最上川ふるさと総合公園の中の建物に展示したいというような話などもあったように記憶しております。ただ、現在のあのガラス張りの、今回緑化フェアで使った創造館ですか、ああいう構造では、いわゆる環境が、みこしを保存するというのには非常に不適格だと。最も嫌うのは太陽の光ですね、これを非常に嫌う塗り物なんだそうです。そんなことで、あの建物を利用するというのはほぼ無理だろうというのが、みこし会の方や、いろいろ知識のある方々の話に伺っておりますけれども、フローラ S A G A E であれば、確かにスペース的なものは、今市長がおっしゃられたとおりだと思います。

私がフローラ S A G A E に行く時間というのは、ほとんど日中なわけですから、夜の時間帯の活動状況、あるいは利用状況等については、多少私の感覚とは違ったものが出てきたようでありませけれども、あの語らいの広場、あれにしても確かに市長はかなり利用されているということでありませけれども、日中を見た感じでは、ちょっと物足りないかなと。そんなことで、あの辺のスペースそのものをもうちょっと工夫すれば、子供みこしの 2 基、3 基、あるいは 4 基、5 基といった数ぐらいは、あの 3 階、あるいは 4 階のスペースを何とか工夫すれば展示できるのではないかなというように考えるわけでありませ。

確かににぎわっている、利用されているということは大変喜ばしいことで、当初私が心配しておったようなことよりも、むしろ違う方向で今活性化が徐々に進んでいるという御見解でありますので、これは心から私自身も喜んでおりますけれども、子供みこしは搬入するにも、あるいは搬出するにもそんなに難しい問題ではないと思います。確かに品質も、あるいは規格なども精密にできておりますし、大変な代物になってきておるわけですが、搬入、搬出に関してはさほどの問題はないだろうと、あとはスペースの問題だろうと思いますので、今後の検討課題ということになるかと思われませけれども、ぜひひとつそういう方向で前向きに検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、生涯学習としての利活用についてでありますけれども、今市長からるる答弁をいただきました。これも大変利活用が多くて、むしろ 10 月、11 月なんかはイベント会場は大変な予約で対応し切れないというような状況でありますので、これも大変喜ばしいことだと思われませ。今後いろんな意味で、もし空いている時間、曜日等にはぜひひとつ、先ほど私が御提言申し上げました内容等も参考にさせていただいて、できるだけ空き時間のないように、これからの方法を検討していただきたいということを申し上げておきます。

次に、通告 23 番の少人数学級に伴う教室不足の問題であります。教育委員長から一応の答弁をいただいた

わけですけれども、どうもこの答弁をお聞きすると、これから工夫して、いわゆるあの学校の施設そのものを工夫して何とか使っていきたいというような答弁だったわけですね。確かにこれは、具体的には視聴覚室を特別教室に向けて、そして特別教室を改造して普通教室に転用して使っていきたいというお話であったんですが、先ほど第1問でも、私は寒河江中部小学校の現在の状況をつぶさに申し上げたつもりです。あれが現状なんですね、本当に。先生方の机の間、一人一人通るのが精いっぱいなんです。それから会議室にしても同じ、それから、今はよくITの時代と言われますけれども、コンピューター室にしても図書室と全く同じスペースに、図書室は本当に書架が並んでいるだけです。コンピューターを並べてあるけれども、あれでは本来のコンピューターの機能を存分に発揮させることは、私はできないと思う、あの状況では。

それから、さっきも申し上げましたけれども、特別教室を改造するという話なんですけれども、今残っている特別教室というのは、2階の家庭科室、それから理科室、3階の音楽室、この三つしかないんですよ。この三つの教室を二つ転用された場合、その分を視聴覚室に移してという話であったんですけれども、視聴覚室はどうなるんですか。さっき言ったように、会議なんかはあそこを使ってやらなくてはならない状況なんです、現在の会議室を見た場合に。

例えば、ぎっしり先生方が入っても職員が入っても、前の人は机の上に書類を置いて会議はできるでしょう。しかし後ろの人はひざの上に書類を置いて会議を進めなければならないという、非常に困った状況なんですね。それを今度、先ほども第1問で申し上げましたが、そういう会議室の状況であるがゆえに、視聴覚室、あの広いところを使って全体会議をやっているというのが実態なんです。そこを今度また特別教室に転用すると、その会議はどこでやればいいんですか。

ただ、さっきも申し上げましたように、全体的なそういう総合的な施設の整備というのは、これは今ここですぐどうしろこうしろというようなことは私は申し上げません。これはある程度の時間をかけながら、本当に中長期的なプランの中で、計画の中で整備計画を立てながら将来に向けてやってもらわなければならない非常にこれも大事な問題です。しかし、1問でも何回も申し上げているように、今のこの特別教室を普通教室に転用するということは、余りにも中部小学校の施設に無理を押しつけている、そういう感じがしてならないんですね。

では伺いますけれども、学校の現場、あるいはPTA、そういうところから出ている要望、これらについてはどのようにとらえておられるのか。実際、先ほど私が提言申し上げたようなことと同じ内容で要望が出されているはずですが。今後工夫する、検討するというさっきの話ですけれども、その中には全くそれが選択肢の中に入っていないというように私は感じるんですね。プレハブでつくって、それを教室に利用するという考えは全く出ていない。これから検討されるに当たって、どういうものを一つの選択肢として、どういうものをテーブルにのせてこれから協議されるのか、まず第1番に、大事な部分ですからお尋ねをしたいと思います。

あわせて、今言ったように、要望が出ている問題について、今後テーブルにのせるつもりがあるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたんですが、これは本当に緊急の課題なんですね。したがって、教育委員会としての結論をどの時期に出されるのか、これもぜひお知らせいただきたいと思います。

それから、原点に戻るような感じなんですけれども、特別教室というのは、どういう性格のものか、その辺の認識をまずお聞かせいただきたい。本来であれば一問一答で答えをもらって、それに質問したいんです、国会の予算委員会のような。しかし本市の議会の場合には3問きりしか質問ができないわけで、しかも1時間半という一つの時間が制約されておりますので、一連の流れをまず申し上げて、教育委員会の方の見解を聞かなければならないというのが現在の状況であるわけですから、それは無理にしても。

それから、もう一つなんですけれども、今中部小学校の生徒が695人です。市内11小学校のうちの約25%を占めているマンモス校なんですね。本来であればもっともっと中部小学校全体の整備というものを早めてい

ただきたいと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、今ここでとやかく申し上げるつもりはさらさらありません。

しかし、今ここで特別教室を奪われたら、生徒たちはことしの1年生、来年入学される111名、16年度が99名ということになった場合、今の1年生、来年入学される1年生、私の手元の資料を見る限りでは、平成17年が110名、平成18年が110名、平成19年が110名、そして平成20年に108名と、ここでは110名を割ってきますけれども、例えば再来年度のこの99名という入学者の数を見ても、確かにさんさんプランでは1学級21人から33人までという、非常にここにある程度の余裕を持った数字を示しているわけですが、33人の学級でいった場合に、もう目いっぱいですね。これでいっても、もう99人というのは、もう本当に目いっぱいの状況だと。それから今申し上げましたように、17年度以降の数もこれで推移される。

そうしたときに、今の1年生、あるいはこれから入学される来年の1年生、そういう子供たちは全く特別教室を利用できないような状況の中で推移するんですね。6年間という小学校の一番大事な時期にこれを奪われるということは、これはちょっとどう考えても私は納得がいきません。私は。違いますかね。6年間、もう一回もとに戻ることはできないんですよ、子供たちは。6年というのは、本当にぎしぎしした環境の中で過ごさなければならない、そして中学校に進級しなければならないという、非常に大事な問題なんですね。

これは先ほどのどなたかの質問に対する答弁にもあったというように記憶しておりますけれども、いわゆる寒河江市では、第4次寒河江市振興計画を立てて、あらゆる角度からその振興計画に基づいて行政をつかさどっている、こういうときなんですね。その第4次振興計画の中の第5章「新しい世紀を切り拓く人づくり」、その第2節に「創造力ある感性豊かな人材の育成」と、このようにうたわれているんですね。その2番として、いわゆる義務教育の充実ということで、「地域特性を生かしながら学習環境整備を図り」という、こういう文面もあります。「教員の資質の向上や教育設備の整備」と、このように基本計画にもきちっとうたわれているんですよ。何回もくどくどく言いますけれども、この6年間、そういう全くぎしぎしした中で、ほかの学校のことは余り引き合いには出たくありませんが、しかし今の教育委員会の考えであれば、これは出さざるを得ない。

今、醍醐小学校が建設されていますね。これは立派な学校に仕上がるでしょう。設計を見ても大変立派な学校だと思います。私もああいう学校にすべきだと。大賛成です。ひがみやそねみで言っているではありません。あるいは、同じ中心地にある寒河江小学校を見ても、オープンスペースもあり、ゆとりのある環境の中で子供たちは伸び伸びと授業を受けられる、そういう状況なんですね。ただ中部小だけが、さっきいったように、全体の25%、4分の1、こういう数を抱えた学校施設が、またまたここで来年また二つの特別教室を転用してというのは、果たしてこれはいかなものかなと。

余り難しいことは言いたくないんですけども、教育基本法の第3条ですか、教育は平等でなければならないという、いわゆる機会均等のこともうたわれています。これは必ずしも今私が申し上げているものとぴったりイコールするものではないと思います。ある意味では拡大解釈になるかもわかりませんが、そういう一つの流れの中で、それから教育基本法の第10条では、いわゆる教育行政ということで、これで誤解があると悪いのではっきりと前もって申し上げておきますけれども、不当な支配だというふうに私は申し上げるのではないんですからね。「不当な支配」という言葉が出てきますけれども、私はそういうふうに定義づけて言っているつもりではありませんので誤解のないようお願いしたいんですけども、「教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである」と規定してある。

その2として、「教育行政は、その自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」、このようになっていっているんですね。そういう今申し上げたような観点からいっても、それから今教育委員会が考えておられるような、来年度以降の中部小の状況を見たときに、余りにも不平等といえますか、不公平といえますか、もう少し子供のことを考えて環境を整備するのが我々大人の責任で

あり、これは教育行政の根幹にかかわる問題だと私は考えます。

したがって、2問の冒頭に申し上げたように、今後検討されるというその内容に、今申し上げているような、あるいは要望が出ているようなその問題をテーブルにのせて検討する用意があるのかどうか、これが第1番の問題だと思います。ただ、これには予算が伴ってきますので、教育委員会としての最終的な結論は、ここでは答弁は出てこないと思います。これは当然、執行者である市長との協議も必要になってくるでしょうし、その辺を踏まえた中でないと結果は出てこないと思いますけれども、その1点と、それから、どの時期に結論を出されるのか、その2点に絞って第2問の答弁をお願いします。

以上、2問、終わります。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 第 1 問に対しての答弁を今いただいたわけでありませけれども、まず、市長の方に答弁を求めておりましたフローラ S A G A E の有効利活用についてでありますけれども、第 1 点の自動交付機の設置の問題であります、住民基本台帳のネットワークが発足して、来年の 8 月をめぐりに住基によるカードが発行されると。それらの空きを利用してというのはなんですけれども、併用する形で対応したいというようなただいまの答弁であったわけですが、その時期について、一応 8 月にそういう方向に向くということでありませけれども、8 月よりも早くなるという可能性はあるのかどうか、あるいはそれよりもっとずれ込んでおくれるということも考えられるのかどうか、その辺、第 1 点お尋ねをいたしておきます。

それから、子供みこしの展示でありますけれども、市長も言われておりましたように、全部とまではいかないが、2 基、3 基ぐらいの程度であれば何とか対応できるように検討してみたいという答弁であったわけですが、先ほど第 1 問でも申し上げましたように、本当に寒河江まつりのみこしの祭典というのは、市長もよく言われているように、東北一と目されるぐらいのすばらしいみこしだと思っわけですね。駅前のみこし蔵については、当然にしてこれはスペース的にもすべてを展示するというのは無理なわけで、前にもフローラ S A G A E に展示してはどうかなどというような話が出たこともあったのは事実だと思っます。

それから、先ほどの同僚議員の質問の中で、緑化フェアの跡地、いわゆる最上川ふるさと総合公園の中の建物に展示したいというような話などもあったように記憶しております。ただ、現在のあのガラス張りの、今回緑化フェアで使った創造館ですか、ああいう構造では、いわゆる環境が、みこしを保存するというのには非常に不適格だと。最も嫌うのは太陽の光ですね、これを非常に嫌う塗り物なんだそうです。そんなことで、あの建物を利用するというのはほぼ無理だろうというのが、みこし会の方々や、いろいろ知識のある方々の話に伺っておりますけれども、フローラ S A G A E であれば、確かにスペース的なものは、今市長がおっしゃられたとおりだと思っます。

私がフローラ S A G A E に行く時間というのは、ほとんど日中なわけですから、夜の時間帯の活動状況、あるいは利用状況等については、多少私の感覚とは違ったものが出てきたようでありませけれども、あの語らいの広場、あれにしても確かに市長はかなり利用されているということでありませけれども、日中を見た感じでは、ちょっと物足りないかなと。そんなことで、あの辺のスペースそのものをもうちょっと工夫すれば、子供みこしの 2 基、3 基、あるいは 4 基、5 基といった数ぐらいは、あの 3 階、あるいは 4 階のスペースを何とか工夫すれば展示できるのではないかなというように考えるわけでありませ。

確かににぎわっている、利用されているということは大変喜ばしいことで、当初私が心配しておったようなことよりも、むしろ違う方向で今活性化が徐々に進んでいるという御見解でありますので、これは心から私自身も喜んでいるところでありませけれども、子供みこしは搬入するにも、あるいは搬出するにもそんなに難しい問題ではないと思っます。確かに品質も、あるいは規格なども精密にできておりますし、大変な代物になってきておるわけですが、搬入、搬出に関してはさほどの問題はないだろうと、あとはスペースの問題だろうと思っますので、今後の検討課題ということになるかと思っますけれども、ぜひひとつそういう方向で前向きに検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、生涯学習としての利活用についてでありますけれども、今市長からるる答弁をいただきました。これも大変利活用が多くて、むしろ 10 月、11 月なんかはイベント会場は大変な予約で対応し切れないというような状況でありますので、これも大変喜ばしいことだと思っしております。今後いろんな意味で、もし空いている時間、曜日等にはぜひひとつ、先ほど私が御提言申し上げました内容等も参考にさせていただいて、できるだけ空き時間のないように、これからの方法を検討していただきたいということを申し上げておきます。

次に、通告 23 番の少人数学級に伴う教室不足の問題であります。教育委員長から一応の答弁をいただいた

わけですけれども、どうもこの答弁をお聞きすると、これから工夫して、いわゆるあの学校の施設そのものを工夫して何とか使っていきたいというような答弁だったわけですね。確かにこれは、具体的には視聴覚室を特別教室に向けて、そして特別教室を改造して普通教室に転用して使っていきたいというお話であったんですが、先ほど第1問でも、私は寒河江中部小学校の現在の状況をつぶさに申し上げたつもりです。あれが現状なんですね、本当に。先生方の机の間、一人一人通るのが精いっぱいなんです。それから会議室にしても同じ、それから、今はよくITの時代と言われますけれども、コンピューター室にしても図書室と全く同じスペースに、図書室は本当に書架が並んでいるだけです。コンピューターを並べてあるけれども、あれでは本来のコンピューターの機能を存分に発揮させることは、私はできないと思う、あの状況では。

それから、さっきも申し上げましたけれども、特別教室を改造するという話なんですけれども、今残っている特別教室というのは、2階の家庭科室、それから理科室、3階の音楽室、この三つしかないんですよ。この三つの教室を二つ転用された場合、その分を視聴覚室に移してという話であったんですけれども、視聴覚室はどうなるんですか。さっき言ったように、会議なんかはあそこを使ってやらなくてはならない状況なんです、現在の会議室を見た場合に。

例えば、ぎっしり先生方が入っても職員が入っても、前の人は机の上に書類を置いて会議はできるでしょう。しかし後ろの人はひざの上に書類を置いて会議を進めなければならないという、非常に困った状況なんですね。それを今度、先ほども第1問で申し上げましたが、そういう会議室の状況であるがゆえに、視聴覚室、あの広いところを使って全体会議をやっているというのが実態なんです。そこを今度また特別教室に転用すると、その会議はどこでやればいいんですか。

ただ、さっきも申し上げましたように、全体的なそういう総合的な施設の整備というのは、これは今ここですぐどうしろこうしろというようなことは私は申し上げません。これはある程度の時間をかけながら、本当に中長期的なプランの中で、計画の中で整備計画を立てながら将来に向けてやってもらわなければならない非常にこれも大事な問題です。しかし、1問でも何回も申し上げているように、今のこの特別教室を普通教室に転用するということは、余りにも中部小学校の施設に無理を押しつけている、そういう感じがしてならないんですね。

では伺いますけれども、学校の現場、あるいはPTA、そういうところから出ている要望、これらについてはどのようにとらえておられるのか。実際、先ほど私が提言申し上げたようなことと同じ内容で要望が出されているはずですが。今後工夫する、検討するというさっきの話ですけれども、その中には全くそれが選択肢の中に入っていないというように私は感じるんですね。プレハブでつくって、それを教室に利用するという考えは全く出ていない。これから検討されるに当たって、どういうものを一つの選択肢として、どういうものをテーブルにのせてこれから協議されるのか、まず第1番に、大事な部分ですからお尋ねをしたいと思います。

あわせて、今言ったように、要望が出ている問題について、今後テーブルにのせるつもりがあるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたんですが、これは本当に緊急の課題なんですね。したがって、教育委員会としての結論をどの時期に出されるのか、これもぜひお知らせいただきたいと思います。

それから、原点に戻るような感じなんですけれども、特別教室というのは、どういう性格のものか、その辺の認識をまずお聞かせいただきたい。本来であれば一問一答で答えをもらって、それに質問したいんです、国会の予算委員会のような。しかし本市の議会の場合には3問きりしか質問ができないわけで、しかも1時間半という一つの時間が制約されておりますので、一連の流れをまず申し上げて、教育委員会の方の見解を聞かなければならないというのが現在の状況であるわけですから、それは無理にしても。

それから、もう一つなんですけれども、今中部小学校の生徒が695人です。市内11小学校のうちの約25%を占めているマンモス校なんですね。本来であればもっともっと中部小学校全体の整備というものを早めてい

ただきたいと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、今ここでとやかく申し上げるつもりはさらさらありません。

しかし、今ここで特別教室を奪われたら、生徒たちはことしの1年生、来年入学される111名、16年度が99名ということになった場合、今の1年生、来年入学される1年生、私の手元の資料を見る限りでは、平成17年が110名、平成18年が110名、平成19年が110名、そして平成20年に108名と、ここでは110名を割ってきますけれども、例えば再来年度のこの99名という入学者の数を見ても、確かにさんさんプランでは1学級21人から33人までという、非常にここにある程度の余裕を持った数字を示しているわけですが、33人の学級でいった場合に、もう目いっぱいですね。これでいっても、もう99人というのは、もう本当に目いっぱいの状況だと。それから今申し上げましたように、17年度以降の数もこれで推移される。

そうしたときに、今の1年生、あるいはこれから入学される来年の1年生、そういう子供たちは全く特別教室を利用できないような状況の中で推移するんですね。6年間という小学校の一番大事な時期にこれを奪われるということは、これはちょっとどう考えても私は納得がいきません。私は。違いますかね。6年間、もう一回もとに戻ることはできないんですよ、子供たちは。6年というのは、本当にぎしぎしした環境の中で過ごさなければならない、そして中学校に進級しなければならないという、非常に大事な問題なんですね。

これは先ほどのどなたかの質問に対する答弁にもあったというように記憶しておりますけれども、いわゆる寒河江市では、第4次寒河江市振興計画を立てて、あらゆる角度からその振興計画に基づいて行政をつかさどっている、こういうときなんですね。その第4次振興計画の中の第5章「新しい世紀を切り拓く人づくり」、その第2節に「創造力ある感性豊かな人材の育成」と、このようにうたわれているんですね。その2番として、いわゆる義務教育の充実ということで、「地域特性を生かしながら学習環境整備を図り」という、こういう文面もあります。「教員の資質の向上や教育設備の整備」と、このように基本計画にもきちっとうたわれているんですよ。何回もくどくどと言いますが、この6年間、そういう全くぎしぎしした中で、ほかの学校のことは余り引き合いには出たくありませんが、しかし今の教育委員会の考えであれば、これは出さざるを得ない。

今、醍醐小学校が建設されていますね。これは立派な学校に仕上がるでしょう。設計を見ても大変立派な学校だと思います。私もああいう学校にすべきだと。大賛成です。ひがみやそねみで言っているではありません。あるいは、同じ中心地にある寒河江小学校を見ても、オープンスペースもあり、ゆとりのある環境の中で子供たちは伸び伸びと授業を受けられる、そういう状況なんですね。ただ中部小だけが、さっきいったように、全体の25%、4分の1、こういう数を抱えた学校施設が、またまたここで来年また二つの特別教室を転用してというのは、果たしてこれはいかなものかなと。

余り難しいことは言いたくないんですけども、教育基本法の第3条ですか、教育は平等でなければならないという、いわゆる機会均等のこともうたわれています。これは必ずしも今私が申し上げているものとぴったりイコールするものではないと思います。ある意味では拡大解釈になるかもわかりませんが、そういう一つの流れの中で、それから教育基本法の第10条では、いわゆる教育行政ということで、これで誤解があると悪いのではっきりと前もって申し上げておきますけれども、不当な支配だというふうに私は申し上げるのではないんですからね。「不当な支配」という言葉が出てきますけれども、私はそういうふうに定義づけて言っているつもりではありませんので誤解のないようお願いしたいんですけども、「教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである」と規定してある。

その2として、「教育行政は、その自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」、このようになっていっているんですね。そういう今申し上げたような観点からいっても、それから今教育委員会が考えておられるような、来年度以降の中部小の状況を見たときに、余りにも不平等といえますか、不公平といえますか、もう少し子供のことを考えて環境を整備するのが我々大人の責任で

あり、これは教育行政の根幹にかかわる問題だと私は考えます。

したがって、2問の冒頭に申し上げたように、今後検討されるというその内容に、今申し上げているような、あるいは要望が出ているようなその問題をテーブルにのせて検討する用意があるのかどうか、これが第1番の問題だと思います。ただ、これには予算が伴ってきますので、教育委員会としての最終的な結論は、ここでは答弁は出てこないと思います。これは当然、執行者である市長との協議も必要になってくるでしょうし、その辺を踏まえた中でないと結果は出てこないと思いますけれども、その1点と、それから、どの時期に結論を出されるのか、その2点に絞って第2問の答弁をお願いします。

以上、2問、終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 自動交付機の設置のことですが、あのフローラ S A G A E にはフローラの改装の段階におきまして、設置するような基礎工事はもう済んでおります。したがって、機械を今度は購入して設置するということになりますから、来年の 8 月に I C カードが交付された時点で使えるような準備をしてみたいと、このように思っています。

先ほども答弁申し上げましたように、住民基本カードには、御案内のように I C カードがあるわけですが、I C カードでするわけですが、そこに空きスペースが当然あります。ですから、この条例で空きメモリーに何々を入れるかと。印鑑証明とか、あるいは所得証明とか、そういうものを入れる項目を今度条例で決めていただくわけですが、そういうことが決まって、そして今度、どなたが交付を受けるかという、この申し込みを受けるわけですが、そうすると何人ぐらいカードをつくるかとか出てくるわけですから、その辺もにらみながら、当然自動交付機を稼働できるように頑張ってみたいと、このように思っております。

それから、みこしの展示ですが、やっぱり先ほど申し上げましたように、フローラがスタートしたときよりも利活用が非常に多いのでございまして、そしてそれぞれの目的に沿って活用されておまして、先ほど答弁したとおりでございます。ただ、みこしを展示するとなると、防犯上の問題が一つ出てきますし、でも何か工夫すれば、2 基ないし 3 基ぐらいは置けるかどうかということ、これも検討させていただきたいと思っております。

それから、生涯学習ですが、(仮称) 運営委員会というようなものを設置して、これに諮ってみたいと思っておりますが、御提言のあったのが音の出る催し物が多いようでございまして、このもとの問題の処理があるわけですが、そして現在の部屋割をどうするかということがあつたわけですが、それから、利用時間帯ということも出てきますから、この辺のことも調整して、運営委員会の中でどうするかということを検討していきたいと、このように思っています。

以上です。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 2点ございましたので、私から具体的な形でお答え申し上げたいと思います。

基本的には、先ほど委員長がお答えしたとおりでありますけれども、第1点、具体的な特別教室、あるいは教室の確保という点でありますけれども、現在視聴覚室としても利用しておりますプレハブの建物がございます。そこを取り壊してしましまして、そこに新たに、プレハブではありますけれども、二階建てのものをつくりたい。そこに現在本校舎といいましょうか、そちらの方にあります二つの特別教室を持ってまいります。そして、現在使っております特別教室、本校舎の方をそのまま普通教室として転用してまいりたい。

教室と、それからいわゆる特別教室と、その重さについてのお考えもあろうかと思っておりますけれども、学級というのは、やっぱり一つは学習集団であって、同時に生活集団でもあるわけです。ですから、プレハブの建物が生活の空間として若干問題があるのではないかと。それからもう一つは、1学年を複数クラスで形成している学校でございます。したがって、クラス間の連携等々の学習、あるいは生活の空間としての確保も考えなければならない。こういう観点から、ただいま具体的に委員長の言葉を説明をさせていただきましたけれども、そういう形で実施してまいりたい。

第2番目の時期のことでございます。やはり明年度できるだけ支障のないようにスタートできるという体制を整えてまいりたい、こういうことでございます。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 大変前向きに答弁をいただきましたので、これ以上申し上げることはないと思います。

本校舎の中で特別教室として今使っている部分を普通教室として使いたいと、そしてその部分を、先ほど言ったプレハブを建てかえて、そこに特別教室、あるいは視聴覚室をつくられるということであれば先ほどもっと私も理解できたと思うんですが、視聴覚室を特別教室にしたいという説明のように私は聞いたものですから 2 問でも申し上げたんですけれども、それでは来年度に間に合うように、そういう方向で今後進めるという答弁でありましたので、ぜひそのようにしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 24 番、25 番について、2 番松田 孝議員。

〔2 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、通告してある内容に深い関心と、安心して生活できる環境を望む多くの市民の声を踏まえ、日本共産党を代表し、質問いたします。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

まず、最初に通告番号 24 番、災害対策の諸行政について、白岩地区の急傾斜地崩壊の防止対策について、改めて伺います。

我が国は山間部が多く、国土の面積の 67%が山地のために、山地を切り開き、耕し、また斜面を削り住居を構えるなど、高度な土地利用が特に農村部で古くから行われてきました。いまだに残る山間の谷間に点々と集落や田畑が連なっているのもその特徴であり、日本古来の原風景の一つであります。また、山や斜面は私たちが暮らしている風景の中で、昔も今も大変なじみ深いものがあります。

しかしこのような集落は、地形的に平地もあるが山腹斜面で、急で険しいところが大半を占めています。そのために土砂災害などが発生する要素は幾つもあわせ持っている地区でもあります。

寒河江市では、毎年 6 月に急傾斜地崩落危険区域と土砂災害の危険箇所を、市及び県などの各関係機関と合同で防災パトロールを実施しています。その対象戸数は約 300 戸で、保全対象人数は約 1,500 人となっています。ちなみに全国では約 18 万カ所で、その保全対象住民は 1,180 万人となっています。

こうした危険なところに住んでいる方は、地震や台風、集中豪雨のたびごとに、いつ襲ってくるかわからない災害におびえながら生活を送っています。現実には、7 月 10 日夜から 11 日未明にかけ台風 6 号の影響で降り続いた豪雨は、各地で次々と風水害の無残なつめ跡を残し、台風が通り過ぎました。

当市においても、11 日未明から各地で河川のはんらんによる田畑の冠水や床下浸水を初め急傾斜地のり面の崩壊、農道、林道のり面の崩壊や水路決壊、さらには農地崩落などの被害が次々と発生しました。いまだに至るところで地肌がむき出しになっているところや、応急措置などの手当てがされた箇所が目に入ってきます。

古くから天災は忘れたころにやってくるとよく言われるように、当時はこの言葉どおりに、災害とは人々が忘れてしまうほどの年月を経てやってくるものだと考えていたようです。だが、最近に至るところで忘れる間もなく地震や火山噴火、台風や集中豪雨などの災害の回数が増加し、時には犠牲者が多数出るなどの悲惨な災害が多発しています。

これまでの白岩地区は、急傾斜地崩壊危険区域指定を受けたことで、危険箇所については土砂どめの擁壁や防護柵などの整備が行われたことで、一時的に土砂災害が減少しましたが、最近では集中豪雨のたびごとに中山間地の土砂災害、また豪雪や融雪時のり面の崩壊などの災害が次々と発生しています。

その災害は、陣ヶ峰地区のり面の崩壊初め、田代地区での市道の崩落、平成 10 年 8 月 31 日に発生した田代地区の旧農地崩壊や、平成 13 年 8 月 2 日に発生した幸生地区の景勝地であった立岩の崩壊などがありました。さらに過去をたどれば、白岩地区では昭和 40 年に最初の土砂崩れが発生し、二次災害の危険を回避するために、周辺の住宅 5 戸が県の補助を受けて移転するなどの緊急対策がとられたにもかかわらず、同地区では昭和 44 年 8 月の集中豪雨で再び土砂災害が発生し、二階建ての土蔵が押しつぶされ、寝ていた少女が犠牲になりました。

この悲惨な災害が発生したことで、昭和 44 年の 12 月 26 日に急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、昭和 45 年度より平成 4 年まで 20 年間にわたり、市内の全域で危険箇所を対象に急傾斜地崩壊防止対策事業として、当時は地質調査やボーリング調査を実施して指定区域の地層に合わせ、それぞれの工法で土砂崩壊防止工事が

国・県の事業で行われました。

その後、同箇所では土砂崩落防止工事が行われたにもかかわらず、再び災害が発生したのは平成 10 年 1 月 26 日で、雑木などの成木化した樹木に雪が堆積し、重みで倒れ、土砂崩落の原因となったのが最初で、続いて 13 年 1 月 10 日にも豪雪による影響で、3 回目はことし 7 月 11 日の豪雨によるのり面の崩壊と、全く同じ災害が繰り返し発生しています。

この地区での最近の土砂災害の特徴は、擁壁や防護柵などの安全対策が行われたにもかかわらず災害が発生しています。原因となったのは、急斜面に雑木などが成長し巨木化したことと、豪雨や豪雪などの影響もありません。特に現場は急斜面のために雑木が根こそぎ土砂とともに急降下し、防護柵をなぎ倒すなどの新たな災害となっています。また、ここ数年、周辺の指定区域内でも小規模ですが、同じような倒木によるのり面の崩壊が頻発しています。

白岩禁地区は、今回も含め過去 5 回も同じのり面の崩壊を繰り返しているところだけに、関係住民は、言い知れない恐怖を感じています。一日も早く災害復旧工事の着手と、さらに安心できる環境の整備を願っています。

これまでの災害発生後の復旧工事に対する市当局の努力に感謝しつつ、同じ災害を今後繰り返さないように、未然に防ぐ手だてを最優先課題としてすぐに検討を行うべきだと考えます。

そこで、市長に伺います。

現在、白岩禁地区では、平成 11 年 2 月から急傾斜地の災害復旧工事が進められていますが、その進捗状況と今後の災害復旧対策について、どうなっているのか伺いたいと思います。

二つ目に、現在県では地滑り、急傾斜地など巡視業務実施要綱に従って急傾斜地崩壊危険区域指定箇所について区域ごとに巡視員を配置し、月 1 回の巡視と報告書の提出を義務づけています。しかし報告内容については地域住民に全く知らされず、不安を感じている住民もいます。これらの改善策として、小規模の崩落や倒木などが発生した場合、土地所有者または管理者から、市へ直接内容の報告や調査依頼ができる制度にすべきだと考えますが、その見解を伺いたいと思います。

3 点目は、成木化した雑木などの倒木が原因で土砂災害が発生しています。それらを防止するために樹木の伐採などの手だてをとることで、災害を未然に防ぐことができると言われています。急傾斜地崩壊危険区域内を対象に、雑木などの樹木を伐採する事業を促進すべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

最後に、急傾斜地崩壊危険区域指定を受け、崩落防止対策工事が行われてから、早い場所では 30 年を経過し、当時と比較しますと周辺の自然環境が大きくさま変わりしたことはだれの目にも明らかであります。その結果、環境変化によって、同地区では災害が連続して起きています。このことから、急傾斜地危険区域全域を対象とした山地の環境調査を地域住民と共同で実施し、その実態に即した総合災害防止計画書を作成し、災害予防に力を入れていくべきだと考えますが、その見解について伺います。

次に、農地、農業用施設の災害復旧対策について伺います。

今、農業経営は生産物の価格の低迷、後継者不足、担い手の高齢化など数々の課題を抱え、岐路に立たされています。こうした時代の変化は、農業の衰退はもちろんのこと、農村の活力の低下に直結しています。また農村部は人口の減少や高齢化が進み、過疎化によって地域社会の維持すら困難になってきています。特に農業従事者の高齢化や農家と非農家の混在化が進んでいることで、農道や用水路などの共用の生産設備なども維持管理が難しくなってきています。一方では、利害得失が多様化して集落の連携もかつての強いつながりは薄れています。

このような生活環境は、離農や耕作放棄の拡大化となっています。この状態が続いた場合には、洪水や土砂災害が発生しやすくなり、農村集落における地域社会の維持がさらに困難になってきます。

ことし 7 月 10 日に発生した台風 6 号による豪雨が原因で、農地、農業用施設などの土砂災害が市内で 46

カ所、そのほか農地などの崩壊が随所で発生しました。これらの農地、農業用施設災害に対し、本来は農家が自前で原形復旧工事を行うこととなりますが、幸いに農水省の補助事業で農地、農業用施設災害復旧事業の暫定措置があることで農家の工事負担が格安で済み、農家の方々からは大変喜ばれています。

ところが、制度にはいろいろと制約があり、対象となる条件が合致しなければ対象から無条件で外されます。いつの災害でも同じ問題が繰り返し議論されるのは、1カ所の工事費が40万円以上で受益戸数が2戸以上となっていることです。それを満たさなければ、農家は補助対象から一方的に除外されることとなります。市は国の対象から外れた農家を救済するために、市単独の土地改良事業補助金交付規則を設けております。

しかし、この規則にも交付基準が設けてあるために、対象から外される小規模農家がふえています。除外された農家は自力復旧もできずに現状をそのままに生産意欲をなくし、離農や耕作放棄する小規模農家が増加しています。このような農家に対し、受益面積、受益戸数などの緩和と農家負担金の軽減を実施し、小規模生産農家の原形復旧工事を支援していくべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、通告番号25番、地域間の情報通信格差是正対策について伺います。

圧倒的なスピード、そして圧倒的な価値を備えた携帯電話は、今や物理的な時間や距離を完全に取り払い、移動しながらだれでもがいつでもどこでも対応を可能にしました。移動電話サービスが開始されたのは、昭和54年12月からです。しかし県内で本格的に加入数が急速に増加したのが平成8年からで、年度によって年間10万台も増加しているなど、携帯電話機器の持つ魅力と便利さは、小学生から高齢者まで携帯する時代になってきました。

県内の携帯電話加入数は、NTTドコモと新規電気通信事業者の合算数は、ことし7月現在51万6,797台で、2.4人に1台の普及となっています。やがて携帯電話は1人1台の時代がやってくると言われています。

しかし、便利さもさることながら山間部ではその機能が発揮されず、通信分野において地域格差が生じています。特に田代、幸生地域ではほとんど電波が届かず、その対応に住民はメーカーや機種を変更し、できるだけ利用範囲の広い機種を選んで利用されていますが、現実に無理があります。こうした受信障害のある地域住民からは、移動通信用鉄塔である携帯電話用アンテナ設置を望む声が多く出ています。

本来、施設整備は事業者であるNTTドコモや新規電気通信事業者が積極的に設置をすべきですが、山間部の受信障害地域には利用者が少ないことを理由に設置をしていません。同様の問題を抱える市町村も多いことから、総務省自治行政局は、平成14年6月28日付で格差解消のための事業を立ち上げました。

それは情報通信格差是正事業で、携帯電話などのアンテナを設置する事業で移動通信用鉄塔施設整備事業です。国も過疎地や辺地など情報通信格差を是正するために補助事業を実施したことで、県内でも数多くの、採択を受け事業化している町村もあります。

受信障害地域を一刻も早く解消するために、寒河江市として通信事業者との協議や設置基準及び技術的な問題点などの調査と受信障害地域の調査をすぐに実施すべきだと思います。また、総務省の補助事業である移動通信用鉄塔施設整備事業などについても検討すべきだと思いますが、この2点について、市長の見解を伺います。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは急傾斜地の崩壊防止対策でございます。白岩地区の急傾斜地の崩壊防止工事の進捗状況をまず申し上げます。

昭和 44 年 12 月に、急傾斜地の崩壊防止危険区域の指定を受けたわけでございます。白岩小学校の下付近から桙地区まで約 1,300 メートルの区間につきまして、昭和 45 年度から平成 4 年度までに土砂崩壊防止のための重力式擁壁と落石防止柵工事が進められてきております。

その後、桙地区において平成 10 年 1 月にのり面崩壊が発生したわけでございますが、平成 10 年度からすぐに災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業が着手されております。また、13 年 1 月にのり面の崩壊した箇所及びその周辺箇所につきましては、県では同事業の国の採択を受け、平成 13 年度には崩壊箇所の工事を完成いたしましたして、今年度平成 14 年度には崩壊周辺箇所の住宅にかかわる箇所から工事を進めていたところでございます。

ところが、ことしの 7 月 10 日の台風 6 号に伴う大雨によりまして、来年度施行予定箇所としていた未着工のり面の一部が崩壊したわけでございます。これにつきましては、県に対し今年度の実施について要望してきたわけでございます。それで予算がつきました。平成 13 年 1 月発生した周辺部分も含めまして年度内完成の予定と聞いておるところでございます。

また、これと同じ日、ことしの 7 月の台風で、近く的地福田沢から桙公民館敷地や県道へ土砂流出があったわけでございます。これにつきましても、砂防事業の実施につきまして要望していましたが事業採択が決定し、来年度中に完成する予定であると聞いております。

次に、巡視員のことでございます。

県からの事後説明不足なのではないかと感ずるので、市が独自で県の巡視員から直接内容報告を受けるようにというようなことを考えてはどうかということでございますが、防災に関しましては、県と市が同じ情報と認識を持つことが必要でありますし、今後市におきましても巡視員から県へ提出される報告書の写しをもらい、状況を把握しておくことを検討したいと思っております。そして、異常箇所の発見や調査ということにつきましては、重要なことであると考えますので、異常等が見られたことにより県の職員が巡視員の方と現場確認に行くときには、市からも同行するということは、県に申し上げております。

また、現在も実施していることですが、今後も毎年 6 月の梅雨のころに、急傾斜地の危険区域や土砂災害の危険箇所を県、そして寒河江警察署、西村山広域消防本部などの関係各機関と一緒に防災パトロールを実施しております。そのほかのり面の異常を地区の方が発見した場合の情報を確保する方法や、緊急時において情報を地区に伝達する方法についても、これも検討したいと思います。

次に、土砂災害を防ぐための、のり面にある樹木の伐採のことでございます。

御案内のように、この箇所は急傾斜地崩壊危険区域となっております。岩山に薄く土がかぶさっている状態のため、樹木があれば崩壊するおそれがあることから、平成 13 年 1 月ののり面崩壊のときに地区の町会長さんから話が持ち上がり、関係者で実施しようと準備を進めたわけでございますが、樹木を伐採した場合は、また植林もしなければならぬ事業であり、地区で目的とする樹木の伐採のみを対象とした事業ではないことから実現しなかった経緯があるわけです。

そこで、国や県でできないのなら市の事業としてできないのかということでございますが、樹木等の管理は基本的には急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にもありますとおり、まずその所有者、あるいは管理者において崩壊が生じないように管理をすべきものではないかと考えております。

次に、災害防止計画ということについてのお尋ねがございました。

これはのり面工事の復旧工法についてだろうと思いますが、現在禁地区ではコンクリート法枠工法により工事が施工中でございますが、これは土質調査を行い、現場に即応する工法として経済性や施工性、そして重量などを検討しながら一般に採用されている確実な工法であることから採用されていると聞いております。また、この工法というものは、画一的にコンクリートで覆うという工法ではなく、コンクリート法枠の中に、この周辺にある草の種子を混合して吹きつけを行い、草が成長するに伴ってコンクリート面を覆い、周辺の景観と合うように考えられております。

このようなことは事業説明会の中でも説明していると聞いておりまして、のり面の復旧工法につきましては補助対象事業との兼ね合いもありますので、県に要望すべきものではないかと考えております。

次に、農業用施設の災害復旧についてでございます。

農業用施設、いわゆる農道とか水路というものは、農業生産の基盤をなすものであります。これらの災害復旧につきましては速やかに対応し、農業経営の安定を図ることが重要であります。

災害復旧事業を進める場合は、国庫補助事業、市単独事業、それから自力復旧の取り組みになるかと思えます。国庫補助事業で進める場合の採択基準としては、先ほども話ございましたが、災害をこうむった農業用施設を原形に復旧することを目的としまして、1カ所の工事費が40万円以上で、最大24時間雨量が80ミリ以上であること、また時間雨量がおおむね20ミリなどの要件を満たしながら事業を進めております。しかし、気象条件を満たしても事業費が13万円以上40万円未満の場合は国庫補助事業の対象となりませんので、市単独事業での取り組みや自力復旧で対応している状況でございます。

特にお尋ねの農業用施設の災害復旧で受益戸数が1戸の場合の補助ということでございますが、御存じのように、災害復旧事業においては農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第1項に「農業用施設とは、農地の利用または保全上必要な公共的施設」となっており、この公共的施設の解釈は、受益戸数が1戸ではなく、受益戸数が2戸以上となっております。そのため本市ではこの規定に準拠して、市単独事業等も含め事業の促進に当たりましては、2戸以上の施設を対象として進めているところでございます。

このような中で、受益戸数が1戸となれば個人施設ということになりますし、利用者が1人となるわけでございます。こういったケースは数多く存在するわけですので、現段階では個人管理している施設の補助までは考えていないところでございます。

また、土地改良事業補助金交付規則というのがございますが、これの補助ということはどうかと思われませんが、この規則は、農道整備事業、かんがい排水事業、暗渠排水事業など農業者で組織する農業団体や共同施行などで行う土地改良事業に要する経費に対しまして補助金を交付するものでございます。災害復旧事業の対応は、この規則の中で取り組むということは考えていないところでございます。

次に、情報通信格差是正対策について答弁申し上げます。

国では、経済社会構造の改革の推進、豊かな社会や文化の創造といった課題を実現するため、昭和60年から電気通信事業の民営化や自由化など、電気通信分野の規制改革を進めてきております。民間企業が移動通信事業の分野に新規参入できることになり、現在東北地方において携帯電話及びPHSの移動通信サービス事業を行っている電気通信事業者は、株式会社NTTドコモ東北とか、それからKDDIの株式会社au東北支社とか、J-フォン東北株式会社の3社があるわけでございます。

これらの電気通信事業者は、それぞれに企業として活動しており、経営的に成り立つ地域からサービスの提供を開始してきている状況であると思えます。中山間部などの携帯電話等の使用量が少ない地域については、採算がとれないことを理由に整備がなされない地域もある現状のようでございます。

このような地域間の情報通信格差の是正を図り、地域住民の生活の利便性の向上に寄与するため、市町村が山間部などに移動通信用鉄塔施設の整備をする場合、国・県がその設置経費の一部を補助する国庫補助事業と

しての移動通信用鉄塔施設整備事業の制度がございます。

これは市町村が事業主体となり、移動通信用鉄塔施設、この施設は鉄塔とか局舎とか外構施設とか受電設備、それから送受信アンテナ、送受信機、電源設備、伝送用専用機、これは無線に限るわけでございますけれども、その整備を図る場合となっております。

なお、この事業では総事業費の6分の1に相当する額は民間の電気通信事業者の負担となります。また、この事業で整備した施設の運用、保守等の費用、つまり維持管理経費については参画した電気通信事業者が、施設存続している間は全額負担するものとなっております。

総務省がこの事業の対象地域として考えているのは、大きく三つに分けられます。一つは、市町村役場及びその支所などの公共施設がある主要地域、二つには、産業経済上重要な地域、重要な地域とは工業団地あるいは産業業務団地、流通業務団地、観光関連施設が相当程度集中している観光地などがございます。三つ目が、集落など一定以上の居住人口を有する地域となっております。

国庫補助事業として採択される基本的かつ不可欠な条件としましては、移動通信用鉄塔施設を用いてサービスを行う電気通信事業者の参画見込みがなければ、国庫補助事業として採択されないということでございます。

電気通信事業者は、集落の居住人口の増減などを勘案した通話料収入の予測をし、施設整備時の負担金、設置後の維持管理費などの費用負担などを綿密に試算した上で、事業への参画を判断するため、居住人口としてはおおむね1,000人以上あれば採算ベースも見込まれるため、事業に参画する可能性があるとのことでございます。

御質問の田代地区、幸生地区は、今申し上げました対象地区として考えられますが、7月末現在で田代地区は94戸 356人、幸生地区は98戸 412人であり、居住人口から見れば採択されるのは極めて難しいと思われ

ます。この事業には、今申し上げましたように、電気通信事業者の参画が不可欠であることから、今申し上げた事柄を考慮しますと、地域間の情報通信格差是正を図る国庫補助事業としての移動通信用鉄塔施設整備事業の実施は極めて難しいと考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 答弁ありがとうございました。

第 2 問に入らせていただきます。

今、白岩禁地区の危険箇所についてはいろいろ工事をやっておりますけれども、この工事は前回、平成 10 年度災害発生した過程で 15 年度までに事業を、10 年度発生した箇所についてはやる予定になっていたんですけれども、その地域は結果的に後回しみたいな状況になっています。でも、その崩れる危険区域内には民家もあります。ですから、その判断基準というか、崩れたからこっちを優先させなければならないという基準はあったかもしれませんが、前にやっていた箇所について、果たしてどうなるのかなと住民が心配しているんです。結果的に、11 年からずっとやっているんですけれども、その後の残された部分に対して、具体的に県の方針としてどういう格好で災害復旧を行うのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

あと、この災害復旧に対して、その場所ばかりではなくて改良する要因があるような法律の解釈をしているんですけれども、その改良部分についてどの程度、現復旧段階と違ってもう少し拡大する箇所があるのかどうか。

市長も見ていると思うんですけれども、正面に向かって今現在やっている箇所の左側が相当崩落しております。そしてその崩落の原因は、第 1 問でも申し上げたとおり、樹木等が根こそぎ倒れているような状況の箇所が数箇所起きております。ですから、その辺の場所も今回の改良事業に加えていただきたいなと思っているんですけれども、そういう住民からの要望もあります。ですから、その辺について具体的にどうなっていくのか伺いたいと思います。

巡視員の問題ですけれども、今県に毎月 1 回、義務的な報告は地域の巡視員の委託を受けた人がやっておりますけれども、この人たちが果たしてどの程度の問題を県の方に報告しているか、非常に不明な点があります。地域住民は全く知らされず、また町内会長さんもそういう方が存在していることも知らない人が多いんです。そして巡視員さんは、確かにどの程度監視を行っているのかも不明です。

今こういう危険箇所については非常に荒れているというか、山地が荒れております。ですから、中に入ってチェックしていくというのは非常に難しくなっております。そしてまた、こういう巡視員は非常に高齢者が多いんですね。ですから、ちょっと中に入って足でも引っかけたりなんかすれば、非常に大きな問題になる可能性があります。ですから、こういう人もやっぱり調査をするときに複数配置するとか、そういうのもやっていただきたいなと思っております。

特に山間部に入りますと水路が決壊するおそれがあるというので、農家の人が水路を横堰に移すために夜中に行っているんですけれども、そういうときでも非常に危険な状況でそういうところに入っていますので、ですから複数で仕事ができるような体制を県に要望していただきたいなと思います。

そして、市長からは県の方と合同でいろいろな調査を今度はやっていくという前向きな回答をいただきましたけれども、やはりそういうふうにして、できるだけ巡視する目を、数多くの人が入って巡視するような制度にしていきたいなと思います。

危険箇所の樹木の伐採ですけれども、市長は個人の所有だから非常に難しい面もあるということですが、しかしこの危険区域については、擁壁工事なども本来は個人でやらなくてはならない問題かもしれません。でも、これもやっぱり危険を回避するために地域住民の安全のために恒久的な施設整備をこれまでやってきましたけれども、実際これと同じ条件ではないかなと私は思います、今現在。この禁地区の崖が崩落したのは、結果的に樹木が落ちてきて崩落したわけですから、これまで指定区域内で発生した事故はそういうことを何回も繰り返しているの、非常に危険な地域となっているので、これはやっぱり公共的なものでやるべきではないかと私は思います。

そして、先ほど市長も、前回の崩落時期に、森林の伐採事業がありますけれども、こういう事業をいろいろ検討なされた結果は私も聞いております。でもこれはやっぱり市長が言ったように、切り倒した後植栽しなくてはならないということなんですけれども、こういう事業は、いろんなことを考えれば、市の単独事業でも、危険な場所から少しでもやれるような状況にしてもらえば、市民は非常に安心感を持って生活できるんじゃないかと思えます。

実際、世界防災会議がこの前行われましたけれども、やっぱり事前の防止策を前向きに検討するような会議の方向になっております。ですから、市の方でもこういった前向きな予防策をもう少し検討すべきではないかと私は思いますけれども、市長はその辺の考え方について、市単独の負担も兼ね合いして、その辺の市長のお考えをお聞きしたいと思います。

急傾斜地域の総合災害防止計画書の作成について、このことについてちょっと勘違いした面があるのかなという感じがしたんですけれども、災害復旧の工事箇所のことではないんです。結果的に白岩全域の問題として、総合的な調査をすべきではないかと私は思うんです。あの一帯は、現在災害が発生している箇所、桙地区と同じような地域が、全体にそうした箇所が白岩にあるんです。ですから桙地区ばかりではなくて総合的な調査をして、これも市単独ではなくて、地元の地権者とか管理者とか、そういう人たちと一緒に地元の山地の内容を具体的に調査して、それに基づいて総合計画をして、結果的に予防対策をとれるような状況にしたいなと私は思っているんですけれども、その辺について市長の見解を伺いたいと思います。

農地、農業用施設の災害復旧についてですけれども、この前同僚議員の質問に耕作放棄地の問題が出ておりました。この中で、白岩地区が全体の4割を超す耕作放棄地だということで私もびっくりしているんですけれども、こうした場所がどういう場所なのか、市長は御存じかどうかはちょっとわかりませんが、この災害現場というのは、公共とか土地改良事業に合致しない場所が沢々に残っております。そしてまた、今中山間事業の所得補償事業なども行われておりますけれども、この制度にも合致しない水田が数多く存在しております。こうした人を救うために、やっぱり何らかの対策をとる必要があるんじゃないかと私は思っております。

高齢化もそうなんですけれども、今農家は、米価とか農産物の価格が不安定で非常に困っております。それで、どうしてもこうした農業施設に対しての設備投資をできるだけ抑えるような方向に農家の人はなっております。

こういうことでありまして、ですから災害が発生したことに対しての対策がとれない農家が非常に多いんですね、正直。今大型農家は、建設機械、土木の建設機械なども購入して農家を維持していますけれども、小規模農家はそういうこともできないで、逆に自力復旧なんていうのはとても不可能です。そういうことで耕作放棄が続いているんだと私は思っています。

ですから、それらの対策として、今回の災害の場合でも、結構私のところにもいろいろ要望があって、受益面積とか受益戸数をなぜ設けてあるんだということいろいろありますけれども、2人と1人では、2人では共同だけれども、1人は個人だという位置づけなんでしょうけれども、この辺の緩和措置をとる必要があるのではないかなと私は思っております。

今、受益者が2人いても、結果的に耕作している人が1人であれば個人の補償になるわけなんです、実際は。でも名目上、その人の名義を借りれば2人だということになるんですけれども、実際そういうことができない方が多いんですね。沢々に耕作している人たちは、自立で開墾をして田を耕して道路をつくったり整備をしたわけなんですけれども、そういうところにもう少し目を向けてやってもらいたいなと思えます。そして今回、土地改良の補助事業がありますけれども、これは災害に合致しないような市長の話でしたけれども、これらをもう少し運用の形を変えて、何とか個人の災害に対する援助をしていただけないか、その辺のことについて、再度市長に伺いたいと思います。

あとは情報通信の格差是正の問題なんですけれども、市長は人口が1,000人以上なければだめだとか、事

業化するのには事業者が決定するのだから行政としては何ともならないような話です。住んでいる人の人口規模が 1,000 人とかの基準はあるわけですが、でもこれは実際には、ほかの地域からお盆や正月などに来て、あるいは田代、幸生あたりは村塾などもいろんな形でやっております。そういう人たちが携帯電話が使えなくて非常に困っている状況にあります。

実際私たちも、頭から携帯は使えないということで行っておりますけれども、そのほかに、地域にとってはいろいろ火災が発生したり土砂災害が発生したり、またきのうの新聞にもありましたけれども、遭難事故なんかを起すと、今は費用が大体一つの遭難で 30 万円ぐらいかかるんですね。ですから、そういう人が携帯電話を持つことによって、こういう経費の負担がなくなるわけなんです。

そして、今はちょうど幸生や田代地区ではスノーモービルの愛好会が非常に多くなっています。ですから、冬季間などは相当に行楽地として葉山山系を突っ走っているような状況にあります。そういう方々が交流する場所に今は田代とか幸生地域もなっておりますので、そういうことを考えれば、1,000 人規模だからだめだとか、そういう採択ではなく、別な角度で進めていけば、事業だって採択になっていくんじゃないかなと思います。

私も技術的なものは全然わかりませんが、こうした事業があるので目についたんですけども、とにかく事業者にも直接会って話をしたんですけども、行政の方からいろんな形で要望があれば何とか対処したいというような話も担当者はしておりました。

しかし、今こうした市町村で困っている地域が非常に多いんですけども、寒河江市とかそういう場所はそのような場所ではないんですけども、現在戸沢村とか朝日村、八幡町では、去年 13 年度からこの事業の採択を受けて事業化しております。間もなく完成すると言っていましたけれども、結果的に要望を出す前からシャットアウトするのではなくて、地域住民のことを考えて、もう少し具体的に前向きに検討してもらいたいなと思います。そしてまた、この事業ばかりではなくて、やっぱり事業者に対して別な方法はないかということで伺いを立てる必要もあるんじゃないかなと私は思います。

この問題については、担当課にも前から何回か話しております。しかしなかなか進まなかったもので、いろいろ国の施策はないかなと私も検討したんですけども、でも、この制度ばかりでなくて、もう少し技術的な面を調査して、具体的に前向きに検討すべきだと思いますけれども、その辺、実際具体的に調査をやるかどうか、市長の見解を伺って第 2 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 一つは、桎地区の 10 年度から始めた工事、これは 2 期工事と言われておりますが、18 年度まででございます、これは前から 18 年度ということになっているようでございます。

それから、改良部分云々という話がございますけれども、ちょっと趣旨がわかりません。何か担当の方でわかっているならば、担当の方から答弁申し上げます。多分周辺をも一体的に整備しろというような話かどうか、ちょっと趣旨がわかりませんので、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、巡視員の報告でございますけれども、監視状況というのが先ほど答弁申し上げましたようにも、逐一わかるように市の方にも同じような報告書を出してもらおうと、写しをもらうというような方向でしたいと思っております。

複数配置、これにつきましては、そういうことが可能かどうか、県と話をしたいと思っております。

それから、伐採でございますが、これはやっぱり個人の財産でございますから、個人の財産まで国であろうが県であろうが市であろうが、伐採する、そういうことはどうなんだろうかなと思っております、まず個人がそういう管理をするということが先決だろうと、このように思っております、伐採だけの公共事業というものはありませんので、個人で管理して、個人の方から何か寄附でも申し出てというようなことでもあればできるかどうか、その辺は調査検討させていただきたいと思っております。

それから、災害防止の計画書、これは総合的な調査ということでございますが、急傾斜地ということになりますと、これは県の事業に入っているわけございまして、ですから市では直接的にはできないはずございまして、県にお願いすることになるんじゃないかなと思っておりますから、この辺も県と話をしてみたいと思っております。

それから、農地の災害復旧の場合で、この受益戸数との関連でございますが、先ほども答弁申し上げましたように、1 人ならば個人施設ということで、これは該当外と。ですから、救えるということならば、先ほども申し上げましたように、市の事業での原材料支給ということでございます。それしかまずはないということでございまして、いかに通達とか法令というものを見ましても、1 人の受益者という場合は、これは個人の施設だということになっておりまして、それは崩せないと思っております。

それから、携帯電話でございますが、これは先ほども申し上げましたように、鉄塔を立てたり、それから受信装置をするということは、これは専門家じゃないとできないわけございまして、事業をするところの方の参画がなければいかんと思っております。ですから、それが前提となって、それがオーケーということになりますれば、国の方でも補助も出しますと、国の補助事業ということになりますから、ああいう事業はだれでも簡単にできるものではないわけでございます。

そしてそれをした場合には、経営というものが可能かどうかということを経営者は当然調査して、これはやっていけるなと思えば初めて事業に参画しようということになるわけございまして、まずは事業参画者の企業がどう見るかということでございまして、田代・幸生の場合、事業参画者に話を申し上げ、そして調査してもらおう、これはやぶさかではございませんけれども、現在の規定からいけばこれまでの条件に人口的にも半分にも満たないわけですから、非常にこれは厳しいだろうと、難しいだろうと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 土木課長。

安彦 守土木課長 松田議員の範囲、それから工事箇所を含めてというお話でしたけれども、範囲は、現在計画している復旧工事の箇所とかそういうものを確かめた上で、後でお話したいと思いますので、御了解ください。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 最初の災害現場の進捗状況について、前回私が質問したときに、10 年度に崩落した箇所については 15 年度までに整備をするということで市長から答弁をいただいております。

そのときの事業計画が果たしてどのぐらいになっていたのか、その辺は私はわかりませんが、その辺を結果的にどうするのか、後で担当課でもわかればまた聞くようにしたいと思いますけれども、その辺がちょっとはっきりしなかったのが、地域住民は非常に心配しているんですね。私のところが後回しになったと感じて心配しております。ですから、いざ折れた場合はどうなんだと私にも来ますけれども、その辺の計画については、再度担当課からお聞きしたいと思います。

樹木伐採について、個人の財産だから勝手にということだったんですけれども、県の方といろいろと対策をして、寄附行為であればどうかということもちょっと市長の答弁にもありましたけれども、やっぱり地元でも管理し切れない人が多くて、国や県に寄附しても対策をとってもらいたい、そういう人が多く出てきております。実際あの急斜面を昔みたいにのこぎりで切っている時代と違って非常に危険な状態にあるものですから、もう個人で管理するのが非常に困難だとみんなが言っているんです。ですから、この辺も県といろいろな対策を具体的にとる中で、寄附を申し出る人があればそういう対策も必要ではないかと思っております。

この擁壁工事箇所については、皆地元で、個人で寄附をしてあれだけの擁壁工事とかのり砕工事をやってもらった経過と同じような状況にあるものですから、この伐採事業などもそういった形でやってもらえば地域住民も安心できるのではないかと思います。

携帯電話のことなんですけれども、人口が満たないからということで一方的に話されますけれども、先ほどの田代とそのほかに、私もちょっと調査はしていないんですけれども、そのほかに入らない状況の箇所もあると思うんです。だから、実際は 1,000 戸といっても 1,000 戸を超えるんじゃないかなと、私の勘で思っております。勘だけでも、実際にそのぐらいの数字は十分確保できると思っております。

ただ、この事業だけにこだわらず、現地をもう少し調査して、今携帯電話のアンテナは、高松と吉川にあるんですね。だからそのエリアから電波が流れてきているんですけれども、それに値しない場所が、結局田代、幸生、あとその周辺部となっているんですけれども、その辺でももう少し調査すれば、私は十分可能だと思います。ですから、前向きにこれは検討して、強力に進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 15 年とか 18 年とかとっておりますけれども、これはあくまでも県の事業でございますから、県から聞いて私も答弁しているわけでございますから、県が財政的な事由で延びたり縮んだり、縮んだりはないでしょうから、延びたりするわけですから、それはいかんともしがたいことございまして、御理解いただきたいと思っております。

それから、寄附すればと言いますが、これは県の対応がどうかということだろうと思います。まず木だけ寄附するのか、土地全部寄附するのか、そういうこともあるだろうし、県としても将来とも管理しなくてはならないものを、あるいは切らなくてはならないものを採納を受けるかどうか、これは大変な問題だと思います。それがあります。

それから、アンテナのことでありますけれども、議員は可能だと思いますと言いますが、それは議員の考え方でございまして、これは相手のやることでございますから、相手の企業の参画者のことでございますから、これはいかんともしがたいと、このように思います。

平成 14 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 2 時 5 5 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。